

第九十一回国
参議院文教委員会會議録第八号

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月十日
前田 勲男君 補欠選任 秦野 章君
木島 則夫君 田淵 哲也君
前島英三郎君 有田 一寿君

四月十一日
堀江 正夫君 補欠選任 土屋 義彦君
秦野 章君 前田 勲男君
岩崎 純三君 塩見 俊二君
中西 一郎君 望月 邦夫君
坂倉 藤吾君 松前 達郎君
広田 幸一君 安永 英雄君
吉田 正雄君 粕谷 照美君

四月十四日
補欠選任 小巻 敏雄君
佐藤 昭夫君
四月二十一日
補欠選任 小谷 守君
安永 英雄君 吉田 正雄君
粕谷 照美君
四月二十二日
補欠選任 上田耕一郎君
小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。
委員長 大島 友治君
理事 高橋 蒼富君
前田 勲男君

委員

勝又 武一君
小巻 敏雄君
内藤三郎君
藤井 丙午君
吉田 実君
小谷 守君
松前 達郎君
吉田 正雄君
粕原 ヤス君
勝又 武一君
谷垣 專一君
宮地 貴一君
諸澤 正道君
佐野文一郎君
三角 哲生君
文部大臣 谷垣 專一君
文部大臣官房長 宮地 貴一君
文部省初等中等教育局長 諸澤 正道君
文部省大学局長 佐野文一郎君
文部省管理局長 三角 哲生君
事務局長 常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(粕谷照美君外二名発議)
- 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(安永英雄君外二名発議)
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

- 教育、文化及び学術に関する調査(教員養成大学の設置基準に関する件)
- (兵庫教育大学附属幼稚園及び小学校開設に伴う諸問題に関する件)
- (新教育大学大学院への現職教員の受験資格に関する件)
- (私立大学の設置認可申請等に関する件)
- (新潟薬科大学の管理運営問題に関する件)

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十一日、粕谷照美君及び安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として、吉田正雄君及び小谷守君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、本委員会の理事が二名欠員となっておりますので、ただいまから補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に前田勲男君及び小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(大島友治君) 粕谷照美君外二名発議に係る義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案及び安永英雄君外二名発議に係る義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案及び安永英雄君外二名発議に係る義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。
発議者から順次説明を聴取いたします。勝又君。
○勝又武一君 ただいま委員長からお話のありました二つの法案につきまして、私から発議者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に参第九号、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。
ただいま議題となりました義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

全国の多数の女子教育職員等の長年の懸案であった育児休業制度を創設する法律は、御存じのよう昭和五十一年四月より施行され、早くも四年を経過するに至りました。その間、本制度の利用状況等については必ずしもまばらにされておられません。が、医療、福祉施設の看護婦、保母等に比べて、多く利用されていると思われる公立学校教員においてさえ、五十二年度の利用率は四七・〇%、しかも、その休業の期間は約半数が六カ月以下の短期間という状況にあります。このように、育児休業制度は遺憾ながら十分に普及、定着したとは言えない段階にあります。その原因、問題点については、女子職員その他の関係者から数

多く指摘されているところでありますが、当面以下の諸点について早急に改善を図る必要があると考えるものであります。

その第一は、育児休業期間中の期末、勤勉手当の支給に關してであります。

育児休業期間中の女子教育公務員等に対しては、本法第六條第二項により、給与が支給されないこととされております。そのため、期末、勤勉手当についても、いわゆる同手当の基準日である三月一日、六月一日または十二月一日に育児休業中である場合には支給されないことになっております。その結果、産後休暇に引き続き育児休業に入らず、産後休業後基準日まで勤務に復帰してから、育児休業に入るといふ不自然な状況も一部で出てきており、母性保護や乳児の養育上の見地から、学校の教育、医療施設等の運営の上からも問題となつてきているのであります。

また、本来、これら手当の支給対象となる在職期間があるにもかかわらず、これにかかわる手当を支給しないことは、育児休業制度の趣旨から見ても、ことに不合理であります。

したがって、基準日が育児休業期間中であつても、手当支給の対象となる在職期間に応じた額の手当を支給すべきであると考えるのであります。

なお、同法附則第二項及び第三項により、育児休業制度の目的達成のため、当分の間、必要な給付を行うことができることとされております。現在、人事院勧告に基づくこの給付額は、共済組合の掛金分相当額にすぎないため、これら職員に不可欠な自己研修のための費用、互助会の掛金、育児のための経費等々経済的負担が重くのしかかり、育児休業制度の利用をちゅうちょさせる大きな原因となつております。各種の調査でも明らかにように、育児休業期間中、互助会等何らかの金銭的給付を行っている県において、育児休業の行使率が他県に比べて高いことは、そうした事情を物語るものと思われまゝ。こうした点からも、せめて手当支給の対象となる在職期間に応じた期末、勤勉手当は支給すべきものと考えた次第であります。

ります。

なお、人事院の勧告により、給付額の抜本的改善が行われる必要があることも申し添えたいと存じます。

第二は、育児休業の許可に伴う臨時職員の任用についてであります。

本法第十五条においては、任命権者は育児休業期間中、業務等に支障がない場合を除き、教育職員または看護婦、保母等を臨時に任用するものとする旨規定されております。すなわち、いわゆる臨時職員が育児休業期間中の職務を補助することが原則とされているのであります。しかし、その臨時職員についてはいまさら申すまでもありませんが、多くは六か月で任用を更新するなど、その身分は不安定であり、しかも賃金、待遇等も劣悪な状態に置かれております。また、学校においては育児休業期間中、いわゆる臨時の教員が教回かわる場合もあるなど、子供の教育上の観点からも問題が指摘されております。

このように、現行の臨時的任用制度は、身分的に不安定で、かつ勤務条件の劣悪な臨時職員を多く生み出すという制度的な矛盾を有していると同様に、人材誘致や、適切な職務の遂行という面からも十分でなく、育児休業中の業務の円滑な実施にも支障を来すに至っているものであります。

また、すべてを臨時的任用に依存している現行制度の場合、必要な数の臨時職員が確保できず、育児休業が許可されないケースも起こり得るなどの問題もはらんでおります。

したがって、育児休業の場合も、女子教育職員の出席に際しての補助教職員の確保に關する法律におけると同様、臨時職員の任用のみならず、正式任用の特別の教育職員または看護婦、保母等を配置できる道を開く必要があると考えるのであります。これら特別の教育職員等の数については、育児休業の利用の実績により、ある程度の必要数が想定できますので、今後はできるだけいゝゆる正規の職員を任用し、臨時職員は必要最少限にとどめる努力が必要と考えるのであります。

なお、こうした措置が義務教育諸学校等の教育及び医療施設、社会福祉施設等の業務の円滑な実施につながることを確保するものであります。

以上が本改正案を提出した理由でございます。

次に改正案の内容について申し上げます。

第一に、期末、勤勉手当については、いわゆる基準日が育児休業期間中であつても、手当支給の対象となる在職期間がある場合には、これを支給できることとしております。

第二に、任命権者は、育児休業期間中の職務を補助させることができるような特別の教育職員または看護婦、保母等があり、それらの者にその職務を補助させる場合には、育児休業に伴う臨時任用を要しないこととしたのであります。

第三に、この法律は、昭和五十六年四月一日から施行することとしたのであります。

なお、最後に、参議院文教委員会におきましては、第七十五回国会において本法律を可決した際、給付の拡充、保健婦等の範囲の拡大、財政措置等について政府、人事院が配慮すべき旨の附帯決議が全会一致で行われたことも念のため申し添えます。

以上が本法律案の提案の理由と内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

以上が第九号でありまして、引き続き同じ表題であります。これは第十号、職権を拡大するという趣旨の内容のものであります。

参第十号、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

ただいま議題となりました義務教育諸学校の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

去る七十五回国会におきまして、両院とも全会一致で可決成立を見ました女子教育職員等の育児

休業制度は、女子教育職員、看護婦、保母等の継続的な勤務を促進することにより、教育及び医療、社会福祉に關する業務の円滑な実施を確保するために設けられたものであり、これは全国の多数の女子教育職員等の長年にわたる念願が実現されたものであります。

ところで、育児休業制度を利用できる職員の範囲については、本法第二条及び第三条により、一歳未満の乳児を養育する義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等とされておられ、さらに女子教育職員については、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母に限定されております。これらの職員が育児休業制度の適用対象とされた理由は、その職務内容が高度な責任を伴った特殊のもので、かつ経験を必要とし、さらには、人材確保の見地から職務に慣熟した者の離職をできるだけ防止する必要性等が着目されたからであります。

このような立法趣旨からいたしますと、現在育児休業制度の適用対象となつていない養護学校等の看護婦、学校事務職員及び学校栄養職員も当然その対象に加えなければならないのであります。

まず第一に、養護学校等の看護婦についてであります。養護学校等における看護婦は、児童、生徒に対する療育、すなわち深い教育的配慮のもとでの看護業務に従事しているものであります。特に昭和五十四年度より養護学校の義務化が施行され、従来にも増して心身の障害の程度の子供の療育を養護学校が行わなければならないようになった現状を考えますと、そこでの看護婦の業務の重要性はさらに増してきて同時に、その人員も増加する必要性が高まってきました。したがって、これら看護婦については、本法でいう教育職員に含める必要があると言わなければなりません。さらに、医療施設、社会福祉施設等における看護婦の業務の困難性、専門性と比較しても、また資格、免許の同一性に着目しても、育児休業

制度の適用対象に加えるのは当然であり、むしろいままで適用されなかったことは、立法政策上のミスと言っても過言ではないのであります。

第二に、学校事務職員についてであります。学校事務職員を育児休業制度の適用対象に加えるべきかどうかについては、立法時にも検討されたところであり、しかし、当時はいわゆる産休代替の職員の確保に関する法律の適用対象に事務職員を加えることが問題となっていたため、その解決を待つて検討するというところで、ひとまず見送られてきたところであります。

御承知のように、学校事務職員は、学校教育上きわめて重要な役割を果たしているものであります。すなわち、まず一般的な事務として文書、統計、給与、経理事務などがあり、また、直接子供にかかわる事務としては、教材教具、施設設備及び就学奨励などに関する事務、さらには地域の父母にかかわるPTAの諸活動への援助など、きわめて多方面にわたっており、さらに、これらの複雑多様な学校事務を適正に行うためには、学校教育の理念、教育内容、教育行政の仕組み、子供に必要な学習環境など、学校教育に関する深い知識、経験が要請されており、一般行政事務とは異なった専門性を持たなければならぬのであります。この認識に基づいて、学校事務職員については、学校教育法第二十八条において、原則として置かなければならない職員として位置づけられ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律並びに公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律においては、その標準定数が定められ、また、地方公務員法第五十七条においては、一般の地方公務員と比し、その職務と責任に特殊性が存する旨が規定されているのであります。

さらに、第八十四回国会におきまして、学校事務職員について産休代替の職員を確保するための改正法案が、両院とも全会一致で可決され、学校事務職員の専門性、特殊性が確認されたところであり、

かてて加えて、学校事務職員は各学校に一名置かれていて、場合が多く、慣熟した職員に離職されると、すぐには専門家を得にくく、また育てにくい環境にあります。さらに同一職場に勤務する他の教育職員とのこのような不均衡、不平等は、学校の一体的運営を阻害するばかりでなく、人材の確保、積極的な職務態度等の障害ともなりかねないところであります。

第三は、学校栄養職員についてであります。学校栄養職員は、児童、生徒に必要な栄養量の算定、味覚、嗜好を考慮した食品構成による献立の作成などの栄養管理、食品、施設設備、従事職員に対する衛生管理のほか、給食運営に必要な事務処理や物資管理、さらには教員や児童、生徒に対する栄養指導などを職務としております。

御存じのように、第七十二回国会では、学校栄養職員の職務と教育的役割の重要性から、学校給食法等が改正され、その職務の明確化が図られるとともに、果敢負担教職員として位置づけられ、いわゆる標準定数も定められたのであります。さらにその教育的役割につきましましては、同法が改正された際に出された初等中等教育局長、体育局長通達の中で、学校栄養職員を「栄養管理にあたる教育的専門職員」と定義していることや、第八十四回国会において、いわゆる産休代替の職員の確保に関する法律の改正で、学校栄養職員もその適用対象に加えられることからも明らかであります。また、実際に学校においても、校内放送で栄養指導を行ったり、子供や家庭に配る献立表の中で、栄養知識や食品の解説を行ったりしているところでもあります。

その上、学校栄養職員も各学校、共同調理場に一名置かれていて、場合が多く、学校栄養職員に離職されると、すぐには専門家を得にくい環境にあることは学校事務職員の場合と同様であります。したがって、学校栄養職員についても、育児休業制度の適用対象に加えるべきであると考えられるのであります。以上、それぞれ申し述べました理由から、養護

学校等の看護婦、学校事務職員及び学校栄養職員を育児休業制度の適用対象に加えるため、本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容としては、育児休業制度の適用対象となる職員に、養護学校等における看護の業務に従事する看護婦及び准看護婦、学校事務職員並びに学校栄養職員を加えることとし、それに伴ない法の題名中の「女子教育職員」及び本則中の「教育職員」の字句を、それぞれ「教育職員」と事務職員等の総称である「女子教職員」、「教職員」に改めることといたしました。

なお、この法律は昭和五十六年四月一日から施行することといたしております。以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長(大島友治君) 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣一君) このたび、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、学校教育に対する国民の期待はますます高いものがあり、学校教育が担う役割は一層重要となるものとなっております。わが国における初等中等教育は、その普及度においては世界に誇り得る高い水準に達しているのではありませんが、今後の最も大切な課題は、その教育の質的充実の一層努力することであり、すなわち、一人一人の児童、生徒の能力と適性に応じた教育を行うことにより、基礎と基本をしっかりと身につけた人

間性豊かで創造力に富む、心身ともに健全な国民の育成を図ることが重要な課題となっておりますのであります。

公立義務教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準につきましては、昭和三十四年度以降四回にわたって計画的に改善を行い、公立高等学校等の学級編制と教職員定数の標準につきましても、同様に昭和三十七年度以降三回にわたって改善を行ってまいりましたところですが、教育条件の一層の充実を図るため、このたび、小学校及び中学校における四十人学級の実現をはじめとして、公立の義務教育諸学校及び高等学校等の学級編制及び教職員定数につきましても、さらに計画的にその改善を図ることとしたものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。まず第一は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準を改善したこととあります。すなわち、公立の小学校及び中学校の学級編制の標準に關しまして、同学年の児童または生徒を一の学級に編制する場合の標準を、現行四十五人から四十人に改善するとともに、二個学年複式学級及び特殊学級の学級編制の改善を行うことといたしました。

また、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制につきましても、その改善を図ることといたしました。

次に、公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準に關しましては、教頭定数及び小学校の専科教員の数を充実し、小規模中学校等における免許外教科担当教員の解消を進めるほか、寄宿舎を置く小学校または中学校について加算する教員の数を改善することといたしました。また、養護教員、学校栄養職員及び事務職員につきましても、その配置基準の改善を行うことといたしました。

次に、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準に關しましては、教頭定数及び小学部の専科教員の数を充実し、中学部の免

許外教科担当教員を解消するため、小学校及び中学校と同様の改善を行うほか、養護訓練を担当する教員の数及び寄宿舎を置く学校について加算する教員の数を改善することといたしました。

また、寮母及び学校栄養職員につきましても、その配置基準を改善することといたしました。

第二は、公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の標準を改善したこととあります。

すなわち、公立の高等学校の教職員定数の標準に關しまして、教頭定数及び職業教育を担当する教員の数を充実し、新たに習熟度別学級編成に伴う教員の加配を行うこととともに、通信制の課程について教員の配置基準を改善し、寄宿舎を置く学校について新たに教員の数を加算することといたしました。なお、教職員定数の算定方法の基礎を、生徒数から学級数に改めることといたしております。

また、養護教員につきましても、義務教育諸学校に準じてその配置基準を改善することといたしました。

次に、公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準に關しましては、小学部及び中学部に準じてその改善を図ることといたしました。

また、教職員定数の標準に關しましては、小学部及び中学部に準じて、教頭定数及び寄宿舎を置く学校について加算する教員の数を充実することと、寮母につきましてもその配置基準を改善することといたしました。

さらに、高等部に置かれる学科について、政令で定めるところにより、教職員の加配措置が行えるようにいたしております。

第三は、小学校及び中学校の養護教員、学校栄養職員及び事務職員並びに高等学校の養護教員につきましても、一部の都道府県に關して講じてまいりました保障措置が、このたびの配置基準の改善に伴い、不要となったため、これらの関係規定を整理したこととあります。

第四は、経過措置についてであります。

といたしておりますが、その実施につきましても必要な経過措置を設けることといたしました。

すなわち、公立の小学校及び中学校の同年令の児童または生徒で編制する学級に係る一学級の児童または生徒の数の標準につきましても、昭和十六年三月三十一日までの間は、今後における児童生徒数の推移等を考慮しつつ、新しい標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることといたしました。

また、小学校及び中学校の複式学級及び特殊学級の学級編制並びに特殊教育諸学校の学級編制につきましても、昭和十六年三月三十一日までの間は、今後における児童、生徒の数の推移等を考慮しつつ、新しい標準に漸次近づけることを旨として、各都道府県等の実態に應じて、都道府県等の教育委員会等がその基準を定めることといたしました。

次に、公立の義務教育諸学校及び高等学校等の教職員定数の標準につきましても、昭和十六年三月三十一日までの間は、今後における児童、生徒数及び教職員の総数の推移等を考慮しつつ、新しい標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることといたしました。

なお、衆議院において、施行期日等に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大島友治君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋實重君 ただいま提案理由を説明を聞いた途端の質問ですので、要領を得ない質問になるかと思ひますが、御了承いただきます。

言い古した言葉ですが、何といひますか、四十年学級あるいは標準法、この前に前提となる大きな問題を幾つか最初に質問いたします。

一年の計は穀を樹るにあり、十年の計は木を樹るにあり、百年の計は人を樹るにあり。教育こそ国家百年の大計であり、民族繁栄の基礎である。その一番の責任者である文部大臣としてのまず覚悟をお伺いしたい。

○国務大臣(谷垣重一君) 国政の基本は、将来の日本を担う頼もしい日本人を育てる教育がその基本である。私は考えております。教育の基本を個人の創意、自主性及び社会の連帯感に大切にしまして、わが国の発展と世界の平和と繁栄に寄与することのできる知育、徳育、体育、均衡のとれた国民の養成に置いて教育を進めてまいりたい、このうらふうらに考えておるのであります。

○高橋實重君 そういふうらうらな覚悟ならば、私は文部大臣がちよいちい変わらないで、末永く、私が決めるわけじゃないんですが、文部大臣の座にあって初志を貫徹していただきたい。

ところで、現実の教育実態というものをどう見ているのか。私は、公務員法九十六条に「国民全体の奉仕者として、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ。」あるいは教育基本法に「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職務の遂行に努めなければならない。」、こういうのがあるんですが、このとおり現在の日本の教員というものは本当にやっているのかどうか。

私の見る目は本当にやっている精勵型といひますか、そういう型の職員、それと反対に、横着型と言つては語弊がありますが、違法ストをやつたり、サボつたり、上司に反抗したり、こういう労働者としての教育者、二つの大きな流れがありまして、その中間ももちろんある。私は、大臣の認識どうしているか知らないけれども、やっぱり公務員法九十六条、教育基本法六条の二項にあるように、使命を自覚して、職務の遂行に當つては全力を挙げてこれに専念する、こういう教職員の活動に教育行政機関の最高者としての責任があるんじゃないかと思ひますが、この点ひとつお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣重一君) 教育の問題は、結論的には結局その教育をいたします教師に適切な人材を得ることにあると思ひます。教育は人にありと申しますが、まさにそうだと考えております。すぐれた教員を確保しまして、しかもその資質、能力を絶えず向上をしていく、生徒に對しましての深い愛情をもつて教育に當たる、こういうことが私は教育の場では一番大切なことであらうと思ひます。しかも、それはその理想を追求いたしますのに不断的の努力が必要である、こういうふうに考へておるわけでありまして、新規採用教員を考へました場合でも、しだがいまして、研修等の問題、あるいは現場におきましてのいろいろな教育に對しましての研究ということが大変必要だと考へております。

いま、先生が御指摘になりましたような教育現場におきまして、これらの一つの理想として考へていかなければならない、追求していかなければならない環境、あるいは雰囲気というものが損なわれておるといたしましたならば、これは大変遺憾なこととございまして、その是正をいたしますことに努力をしていかなければならないと思つております。

今後とも万全の措置を考へていく必要があるし、また教育の現場におきましては、こういう教育に對しましての熱心な先生が、十分に教育の場に當たつていただけるような努力をしていく必要がある、こういうふうに考へております。

○高橋實重君 ただいまのすぐれた人材を確保してりつぱな教育をしたい、本当に私どももごもっともだと思ひます。そういうすぐれた人材を確保するということ、人材確保法案、これは学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであるというところにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について、特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保しようとするものである、こういうことなんですが、そういうような趣旨に基づいた人確法が果たしてそのとおり徹底していつているのかどうか、一例を挙げます

なんだ、こう言っても、その先生自体が違法ストをやったり、その先生自体が四時になるとさっさとうちへ帰っちゃったり、そういうことで、四十人になったら今度は採点するにも、作文読むにも楽になっていい、そういう感覚で四十人学級にしたんでは、私はその標準法の定員の改善はこれは意味をなさないと思います。私実際に三十年近く先生をやっている、すぐれた教師というのは、四十人いても、四十五人いても、五十人いても、すばらしく教育能力を上げるし、すばらしい教育をやるんですよ。ところがさっき言った横着者の、だらしない先生というところは語弊がありますけれども、そういう先生——先生でもいろいろありますから、受け持たせまうと、三十人、二十人にしても、これは恐らく十人集めてもその先生には教育能力を上げることができないと思うのですよ。そういう事実をやつぱりはつきり把握して、四十人学級の意味というものを十分生かすようにしてもらいたい、こういう要望を申し上げまして、次に私は具体的な細かい質問をさつと一通りやりますから、どうぞ簡明に今度は答弁願いたいと思います。

そこで、まずこの改善計画を充足された意味について、もう一回伺いたします。

○国務大臣(谷垣重一君) 四十五人学級のいままでの編制から、四十人学級の制度を導入をいたす決心をいたしましたことは、これは一人一人の児童、生徒の持つております能力を引き出して、そしてしっかりと教育をやっていく、先生と生徒との間の緊密な関係というものが醸成できる環境をつくること、私はこれの本来の目的であると思います。したがって、先ほど御指摘がございましたけれども、この次に問われてまいりますのは、先生、教師の側の識見、能力、努力、こういうことに私はなつてまいらうと思つて、それが両方が一緒になつて動きまわるといふと、四十人学級を実施いたします本当の趣旨が十分に達しないことになると思つて、四十人学級の要望は、これは当委員会におきましても、また衆議院の文

教委員会におきましても、非常に長い間の懸案として、強い政府に対しての御要望のございました案件でございます。これを實現いたしますことが、文教の流れの中でどうしても大切だと、こういうことで今日のようなお願ひをすることに實現をしたわけでございますので、何といたしましてこの四十人学級が、本来の期待をいたしてありますような効果を上げることが、強く私たちは希望をいたしておりますし、この制度が政府の予算案として決まりましたときに、各地の關係の皆さん、のところに、ぜひとも今度はしっかりと教育をやつてもらいたいという要望を申し上げたところでございます。

○高橋善富君 大体先ほどの説明でお聞きしたわけですが、今回の改善計画の概要につきまして、義務教育関係の内容を説明願ひたい。

○政府委員(緒澤正道君) 今回の改善の計画は、五十五年度から六十六年度までの十二年度に約八万一千人の教員増を行つて改善をしたいというものであります。その中身としましては、四十人学級の実現のために四万三千人の教員増をいたします。そのほかに、複式学級、特殊学級の学級編制の改善、それから小学校の専科担当教員の増、中学校の免許外担当教員の解消、それから事務職員、養護教諭、栄養職員、そして教頭の増、それからその他特殊教育諸学校の改善、以上の内容を合わせまして約三万八千人の増、合わせまして八万一千人の増というものがその概略でございます。

○高橋善富君 この小・中学校の間で四十人学級の実現が大きな柱になつてゐるわけですが、四十人基準の現在、全国的に学級編制の状況はどのようなになつてゐるか、ばらつきが各府県によって相当あるんじゃないか、御説明願ひたい。

○政府委員(緒澤正道君) 御指摘のように、これは大変ばらつきがあるわけでございます。五十三年度五月の調査でも、全国を平均しますと、小学校の一年級の平均は三十三・二人、中学校は三十七・一人となつておるわけでございますが、これら、諸県のうち、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛

知、京都、大阪、兵庫及び奈良という、過密九県と言つておりますが、これらの九県だけの平均をとりますと、小学校は三十六・六人、中学校は三十九・四人ということでありまして、したがって、四十一人以上の学級の分布状況を見ますと、小学校の全学級数の二六・二%、中学校の全学級数の五一・一%が四十一人以上の学級ということになつておりますが、それぞれの約半数が、いま申し上げた過密九県に集中しておると、こういう実態でございます。

○高橋善富君 わかりました。今回の改善計画で四十人学級をどのように實現していこうとしてゐるのか、お伺ひしたい。

○政府委員(緒澤正道君) 五十五年度を初年度として実施をするわけでございますが、いまの計画といたしましては、五十五年度から発足させました四十人学級は、人口減少市町村の学級で、しかも、そのために格別の施設の増を必要としないところに限つたわけでございます。これが約五百五十校ぐらいであつたかと思つて、そのほかの学校は五十八年度から学年進行で実施をするというふうな形にいたしたいと思つておるわけでございます。

なお、中学校の方は、さらにその状況を見ました上で、人口減少市町村は六十一年度から、その他の市町村の中学校は六十四年度から実施するといふようなことを一応のめどとして現在考へておるわけでございます。

○高橋善富君 過疎地帯からやるのが順序としてやりやすいといふことはなすけませんが、過密地帯をそのまま放置しておいていいのかわるか。過密地帯は、この間ちょっと校長と会いましたら、實際言つと私たち過密地帯もそのまま放置されちゃ困る。特に若い女の教員が多いのでお産が多い。それからいろいろな事故が多い。そういうことでやっぱり増置教員のようなものを過密地帯に欲しい。特に事故なんかあつてばつと休まれる率が非常に多いといふんですね。そういう場合に、何か契約と言つたらおかしいんだが、結んで

おきまして、事故があつたら電話をかけることと来るといふような、そういう退職者の中の優秀な人間を何人か、予約と言つたらおかしいが、予約しておいて、来たときに、日給制か時間給制か知りませんが、そういうので手当を払うようにして、そういう措置を講じてもらつと實際にはまことに私たちは都合がいいと、こういう話をうやうや間かされて、そつとだんだん私うなずいたんですが、何かそういう対策考へられますか。

○政府委員(緒澤正道君) いま御指摘のような点は、先ほど議員御提案のございました育児休業期間中の代替職員の任用の場合等は現在やっておるわけでございます。各県ともそういう先生方をあらかじめ予定をしておいて、育児休業期間なり、あるいは産前産後の休暇中には、そういう先生が代替するといふような制度が法律上できておるわけでございますが、いま御指摘のような、特定の先生について突発的に事故があつて、一両日休まなければならぬといふような場合について、この制度は現在できておらないわけでございます。ただ、實際としましては、先生御指摘のような、たとえば千葉県で言いますと、船橋とか、市川といったような大都市になりますと、大体大規模な学校が多々ございまして、比較的教員配置に余裕があるといふようなこともございまして、格別の手当てをしていないわけでございますが、ただこういうところは、船橋などは仮に五十五年度から学年進行で小学校もやるとしますと、物すごい教室増を必要とするわけなんです。ね、五十五、六、七と三カ年。それで市当局などの御意見も聞きましていただいても、やはりちょっと延ばしていただかぬと實際問題として困難だといふようなことがございまして、五十八年度以降といたしたわけでございます。その間先生御指摘のように、それらの学校におきましてはいろいろ困難の問題もあるかと思つて、その間にしんぼういたしまして、それ以後の改善に待つといふことでやらしいいただきたいと、かように思つておるわけでございます。

○高橋養富君 いま教室の問題出ましたが、そういう教室やなんかの整備の問題を計画的にどのようか考えているか、もっと詳しく御説明願いたい、こう思うんです。

○政府委員(諸澤正道君) 教室の整備の問題につきましては、ちょっといま正確な数字持つておりませんが、この小学校が五十六年度で全国的にピークに達し、中学校は六十一年度というところになりますと、これから主として中学校の教室増が多くなるわけですが、五十五年度以降その自然増に対応する教室分だけでも全国では四万七千教室ぐらいたしかなきゃならぬ。ところが、この四十人学級につきましては、いま申しましたように十二年計画で人口の減少に合わせて実施をいたしますと、全国で約八千三百教室ぐらいで済むものですから、そういう点も配慮して、いまの四十人学級の緩やかな実施ということに踏み切ったわけでございます。

○高橋養富君 まあ四十人学級は長年の懸案であり、これが私は実施に踏み切ったということは大変いいことだと思いますので、円滑にこれが実現されるよう願います。

また、同時にその運営については、先ほど言いましたように、四十人学級になったから楽になったという、教育者天国だというような考え方で受け取らないで、やっぱり子供の個々の能力をよりよく伸ばすんだと、そして子供との人間関係を密接にするんだと、こういう趣旨を生かされて運用されますよう私の方から希望いたしまして、四十人学級の件は以上で終わりたいと思います。

次に、定数改善問題で伺いたいんですが、今回の改善計画では、小規模中学校の定数改善を行っているか、御説明願いたい。

○政府委員(諸澤正道君) 今回の免許外教科担任教員の解消のための増員予定者は二千四百四十人となつておられますが、小規模中学校で問題になりますのは、一学級、二学級、三学級、四学級程度のところが一番問題になるわけですね。

れども、今回の改善で一学級編制のところも、校長含めて五人、それから二学級が七人、三、四学級が九人という配置になります。理屈を申しますと、中学校の教科は九教科でございますから、その程度あれば大体それだけの担当の専門の先生がお願いできるというところになるわけですが、しかし、実際の運営としましては、その中学校の各教科の授業時数が、音楽、美術などは一週間に七、八時間程度、国語は十五、六時間になるというようなことで、必ずしもそのそれぞれの専門の先生を準備すれば、完全に免許外担当教員の解消になるかというと、私はそうはならないと思うんですけれども、ただ現状を見ますと、かつての第一次のベビーブームの際における特定教科の教員をよけい採ったというようなこともあつて、そのもその教員の専門別配置が必ずしも適正でないというようなこともございましたので、今回の定員の増と合わせて、そうした教員の配置の状況についてもより適正化を図るということで、できるだけ小規模中学校における免許外担当の実情を解消する方向で努力を払ってまいりたい、かように思うわけでございます。

○高橋養富君 養護教諭や事務職員についてはどういうことになっておりますか、伺います。

○政府委員(諸澤正道君) いまの現状は、御承知のように養護教諭も事務職員も全小・中学校の四分の三まで置けるという定数でございますが、今回の改善によりまして、小・中学校とも四学級以上ものには全校必置と。さらに三学級の小・中学校については四校に三人の割合で配置をしよう、というところでございます。

そのうち、一、二学級に配置されないと、こういうことになるわけですが、ただ、今度の法律改正で小・中隣接校、つまり学校の距離が五百メートルくらい以内のものは一つの学校として考える。こういう隣接校というのは大体小規模学校に多いから、そういうふうな考えますと、三学級程度の学校にはほぼ行き渡ると。あ

と一、二学級の小・中学校というのは、実態としては一校の児童、生徒数が十人前後でございますので、これはそれぞれ専任が置ければよろしいわけでございますが、一挙にそこまでというのも非常に困難な課題でございますので、そうした点につきましては、少し距離は離れておりましたものの他の学校との併任というような形で巡回指導していただくとか、あるいは、事務であれば当該学校の先生に兼務していただくというようなことでやっていただきますと、ほぼ九八%ぐらいの学校に事実上配置されると、こういうことになるわけでございます。

○高橋養富君 養護教諭とか、事務職員とかというのは、小規模学校というのはどうか何かなおぼろにされがらんだが、小規模学校ほど私は必要じゃないかと思うんですが、この点いかがですか。

○政府委員(諸澤正道君) おっしゃるのとおり面があると思うわけでございますね。それで、特に養護教諭につきましては、実際小規模学校のあります僻地などになりますと、無医村、無医地区というふうなものもあるわけでございますので、こういう点につきましては、学校の規模にかかわらず無医村、無医地区には養護教諭を一名配置するという原則にいたしておりますので、その点のカーはしておるわけでございます。

また、この事務などにつきましては、おっしゃる通りに、小さい学校であつても一校としての事務があることは事実でございますが、この点につきましては、やはり現状としては、その当該学校の先生方に交代で見ていただくというふうな御努力も、現段階ではしていただくを得ないんじゃないかと、かように思うわけでございます。

○高橋養富君 次に、特殊学校、特に養護関係で伺いたいんですが、五十四年度から義務制になつたけれども、一年間実施してみてもどのような相違があるか、伺います。

○政府委員(諸澤正道君) 昨年四月の義務制実施によりまして、養護学校の数は全国で約六百五十校程度になりました。子供の数も五万七千人とい

うことで、これは前年度に比しますと一万七千人ほどの増になつておるわけでございますから、かなりの子供が一挙に養護学校に就学したというところで、これは普通学校の特級学級などにいた子供が養護学校へ入ってきたのと、それから、従来は身体障害のために義務教育を猶予しない免除されておつた子供が約一万八千人おつたわけですが、その猶免者が三千三百人程度に減つたということがこの就学率、就学児童、生徒の数の増大につながつておるわけでございます。そういう意味では、この義務制というのは非常に意味があつたわけでございますが、ただ実施に際しまして、もちろんいろいろ困難な問題もございまして、たとえば、この六百五十校できたといつても、やはりそれだけの障害を持つ子供さんにとっては、通学の問題などいろいろあるわけございまして、そういう問題と絡んで、またせっかくの義務制が実施されまして、子供の親としては普通学校へやりたいというふうな希望があつたりして、その辺をやはり養護学校教育の意味というものを十分に理解していただくということが、義務制の発足に当たつては非常に大きな仕事でございまして、そのために就学指導委員会等をつけて、そういう希望のある親御さんについてもよく話し合いの機会を持たせて、納得して養護学校に行かせるというふうな努力を関係者にしていただいたわけであり、このことは今後とも続けなければならぬ課題であらうというふうに思うわけでありまして、また一方、普通の学校の教師なり、一般の父兄につきましても、そういう養護学校教育に対する理解というものを十分持つていただきまして、そのことによつて障害の軽い子供さんは、やっぱり必要に応じて適時普通学校の子供とのいろんな行事などでの交流を図ると、こういう努力もしていかなきゃならぬわけでありまして、そういう意味で、制度としては養護学校として別個に確立したわけでありまして、今後はその辺の児童、生徒の教育なり、扱いという問題をさらにきめ細かくやってまいりたいと、かように思うわけでございます。

○高橋養實君 そういう現実を踏まえまして、また今後改善する余地があると思うんですが、どのような改善をしたいか、それをお話し願います。

○政府委員(諸澤正道君) これは物心両面いろいろあると思うんですが、物の面から言えば、たとえばその養護学校への通学についてもっとスクールバスを充実して、障害がある子供さんが遠くからも容易に通えるようにするというような課題もありますし、また今回の義務制実施によりまして、かなり重度の障害児、あるいは重複障害児といったような方が学校へ来られまして、この教育というものが従来にも増して非常にかかるといえるので、これに対する学校の設備なり、あるいはこれを扱う教員の資質の向上なりというようなことが非常に大切になってくると思うわけでございます。

それから先ほど申しましたように、就学指導委員会との専門職員の方々の、就学を指導するに對しての専門的見地からの経験なり、能力の増大というようなことも非常に大事な課題であると考えますので、そういう面での講習会の開催なども、本年度から力を入れておるところでございます。

○高橋養實君 心身障害者の教育が実を結ぶためには、子供のときからの障害者に対する理解、いたわり、思いやり、そういうことが非常に大事だと思っておりますが、それに対する施策がありましたらお伺いしたいと思います。

○政府委員(諸澤正道君) この問題につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、一般の学校の教師なり児童、生徒なりが、やはりそういう心身障害者に対しては、同じ友達として、あるいは人間として仲よくしなきゃいけないんだと、こういう認識を子供のうちから持つことが非常に大切だと思うわけでございます。したがって、いまの小学校の学習指導要領でも、「だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる。」とか、あるいは中学校では「温かい人間愛の精神を深めていく。」とかというように必

要であり、そしてそうした一般の小・中学校の教育に對して、養護学校の新しい学習指導要領の中では、その障害を持った子供の一般の学校における展覧会とか、あるいは遠足とか、その他の細細した学校行事などの際に、普通の子供と交わるような機会をできるだけ持たせるようにと、こういうようなことで指導しまして、五十四年度から心身障害児推進校というのを各県に小・中学校一校ずつ設けて、それらの小・中学校と障害者の養護学校との交流を深めるといふようなことをモデル的に進めるといふようなことをやっていくわけでありまして、またそうした心身障害児をより一層理解してもらふために、「心身障害児の理解のために」というパンフレットですけれども、手引書をつくりまして、全国の小・中学校に配付するといふようなことをやってきておるわけでございます。

○高橋養實君 来年は国際障害者年でもありますし、私は、特にそういう気の毒な方に対する愛情豊かな日本をつくる上にも、温かい手を差し伸べるような努力をしてもいいと思っております。特に私は、三、四年前ですか、メキシコへ行きましたときに、そこにいた自動車の運転手が、あなた方は三十年も四十年もこっちへ来ていて、日本へ帰りたいくありませんかと聞いたところが、私たちが、昔は日本へ帰りたくてしょうがなかった。婦人とかまた人情が細やかで、喜んで迎えてくれるし、喜んで送ってくれたと。ところが、最近ではもうメキシコの土になりたいと思っております。なぜですかと言ったら、日本へ帰っても昔のような温かい人情味がなくなつたと言っているんですね。私はやっぱり大きな教育上の何かの欠陥じゃないかと思つて、温かい心の結ばれた日本を中心にして、努力していただきたい。心身障害者についてはその要望をもつて終わります。

次に、高校関係について若干お伺いします。最初に、高校関係については、今回の計画でどのような改善計画を図ろうとしているのか、その

概要について御説明願います。

○政府委員(諸澤正道君) 高等学校関係は、御承知のように職員給与等は地方交付税の中で見るわけでございますので、そういう意味合いの高校標準法の改正でございますが、この計画の中身としては、十二年間に約一百万名の増でございますが、その中には、高校の四十人学級が入つていないわけでございます。その最も大きな部分は、例の習熟度別学級編成に必要とする教員増が六千六百名ぐらいたつたかと思つて、それと養護教諭の増、あるいは家庭、商業といったところにおける専門教科担当教員の増といふようなものが主たる中身でございます。このほかに高等学校では、今後十年ぐらいの間に高等学校の生徒が約百万以上増をするといふことで、それに対して、言うところの自然増に對する教員増といふものが四万ぐらひ必要になるだろう、こういう見通しでございます。

○高橋養實君 高等学校で四十人学級を見送つた理由は何か、御説明願います。

○政府委員(諸澤正道君) いまのお話の続きになるわけでございますが、そういうふうに、高等学校の生徒が百万以上もふえるといふことになりましたと、しかも、そのふえるふえ方が、先ほど申しました小・中の場合と同じように大都市に集中するといふことになりましたと、これらの自治体では、高等学校を増設するための場所の設定からして非常に困難を来すといふようなことで、先般の幕張における集団高校のようなものでも考えないで、とても実際にやれないといふような実情でございます。まして、それを反映して東京や大阪などでは、本年度は高校の学級編成基準四十五人を上回つて、四十七人でやらざるを得ないといふような状況でございますので、この状況がしばらく続くわけでございますから、四十人学級が高校において望ましいのはもちろんでございますが、この十二年間には四十人学級を計画として持つことは事実上不可能であるといふことからして、今回は見送らざるを得なかったわけでございます。

○高橋養實君 この高校で、習熟度別学級編成といふものをつくつたわけですが、これはどういふ趣旨からやつたものか。またそれがあつたために、かつて何といひますが、生徒の間に、おれはこつちの優秀なクラスだと、おれはそうじゃないんだという差別的な感情が生まれることは教育上よろしくないのじゃないかと考えられるが、その点お伺いしたい。

○政府委員(諸澤正道君) 一昨年度高等学校の学習指導要領を改定したわけでありまして、その一番のねらいは、現在高等学校の進学率が九四％にもなつて、高等学校の生徒と一概に言ひまして、その能力や適性に非常に差ができていくといふ実態があるわけでございます。したがって、せっかく高等学校へ入つてきても、実はその入学試験で、英語も数学もほとんどゼロ、あるいはゼロ点に近いような成績でも入つてきておる子供が、おるわけでございます。そうしますと、そうした子供に、さらに英語や数学の勉強をさせる場合に、すべて他の子供と同じにやつても、実際問題として効果が上がらない。そこで、これをどうしたらよいかといふことが、実はこれまで関係者のいろいろ苦心するところであつたわけですが、この習熟度別学級編成といふのは、そういう実態を踏まえて、子供の教科内容に対する習熟の度合いに応じて、これを適宜グループ分けして丹念な教育をしよう、こういうわけでございます。これはたとへば、戦前などで、いわゆる能力別学級編成といひますが、成績のいい子悪い子を学年の初めから固定的に、A組、B組、C組といふふうに分けてしまつて、それをもつて一切動かさない、こういうようなことではなくして、いま申しましたように、英語や数学など特定の教科の勉強の場合に、その子供の習熟の度合いに応じて、適宜グループ分けをして、そのグループの中で、また一学期間やつてみて、進度のいい者はもう一つ上のグループに移すといふように、グループ分けを固定化しないというやり方でございますので、これはそうしたやり方に十分気をつけて、関係者の理解

を得た上でやりますならば、いまおっしゃったような、子供に劣等感を持たせるとか、あるいは落ちこぼれをつくるのかというようなことをなくすることができるとかいうようなことをなすので、私の見解は、その趣旨を十分説明して、やり方に十分注意をして、これはやってくださいということを進めることといたしておるわけでございます。

○高橋養賢君 高等学校は、ほとんどいま九四％ですか、進学しているということですから、非常に大事ですので、その質の向上に努めてもらいたい。小学校、中学校、高校と比べますと、私の見ている点では、高等学校が一番学校管理が私はずいと思ふんですよ。この点やっぱり十分留意してもらいたいと思ふんです。

それから、最後に大臣にお伺いしますが、先ほど、四十人学級にしましても、あるいは何にしましても、一番大事なのは教員だと、こういうふうには私は受け取っておりますが、教員の質の向上というものは、私は実際大事だと思ふんです。それと、いま何が一番欠けているかというところ、知識、技能も大事だけれども、一番欠けているのは教育者魂というのか、使命感を持ったそういう教育者が一番大事だと思ふんですよ。それが私は初め教育大学を全国へつくるというから、終戦後だれでも教員になったというふうな教員を、もう一回教育者魂をしっかりと植えつけるような、そういう機関だと思つたんですよ。兵庫とか、新潟にできましたが、それがそういう二つくりの学校じゃ、そういう使命をとて果たせないんじゃないか、いろいろな考えさせられて後退しちゃったんじゃないかと思ふんですが、この点やっぱり私はどんなに推進されて、いまの日本を、さつき言ったような使命感に燃えた、国民全体の奉仕者として全力を傾注して教育に当たるような、そういう教員をつくってもらいたい。

それからもう一つは、いま教員の条件採用というのがあるわけですね。その制度が有名無実のようないふがするんですよ。これは千葉県にあった例

ですがね。子供は教室でけんかさせる。カラスは飼う。教室じゅうカラスのふんだらけにしてしまふ。それでいて校長の言うことは聞かない。とうとう校長は困り果てて、条件に合わないから、成績良好でないのでも採用したくないと言つたら、裁判になりまして、地裁では負けたいと思つたら、大分問題を醸しました。そういうようなことでおこるわけであつて、どこでも条件採用した者はそのまゝ全部採用になつてしまつた。条件採用というものは全然意味をなさない。条件採用というものは、大事な子供を、次代を背負う子供を教育するのだから、これは公務員もそうでしょうけれども、条件に合わないから、やっぱり私は本採用しない、こういうふうな考えが実際に採用していいんじゃないかと思ふんですが、大臣のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(谷垣重一君) 先ほど御指摘がありましたように、結局教育は人、ことに適切な教師をどう確保して、そしてそれが現場で子供たちと一緒になつてもらつてやうていくところ、教育の私は一番大切な点だと思ふんです。

先ほど御指摘がございましたけれども、新しい、たとえば上越、あるいは兵庫、また今度は徳島県の方にも一つ計画を持つておるわけでありまして、これらの教育大学も、私はやはり非常に大切なものだと思つております。これは御存じのうちに、主として現職の教員の方々をもう一度大学院コースと申しますか、そういうところで深く教育をしてもらおう、研さんを積んでもらおう、こういう考え方でございますが、先ほど先生がおっしゃつたように、教育に対する熱情というものが大学院制度で直に得られるかどうかという問題につきましても、これはいろいろ問題があると思ふますけれども、しかし、それはそれなりに一つの私は効果があるものと思ふます。しかし、教育に対する熱情というものがそういう制度の中から出ない、むしろ出にくい性格の問題であるところ

が教育の非常に重要であり、かつむずかしいところ

でございますので、これは単に大学院のことだけでない、現在ありますいわゆる教育大学の中におきましても考えていかなければなりませんし、さらには、もう少し深いところで、やっぱりすぐれた教育者をつくる教育者がむしろ必要であるというふうなことも、これはすでにどなたでも言っておられるところでございます。むずかしい問題であることは事実であります。しかし、これは避けて通れない問題でございますので、いろいろ工夫をしていかなければならぬと思つております。しかし、その大学院制度自体を持った、新しく現職の教員の皆さんを、もう一度そこで自分の職を確めて、そしてやうていただくということ、私は、私は現場での教育の体験を経ておられる、また、そこにおけるいろいろな問題を自分の中に受けとめて、いろいろとある意味では悩み、そしてそれを克服していく、そういう過程におられるわけでありまして、この大学院制度というものは、私はやはりそれはそれなりの意味を持つておると思ふますし、また、持たせなければいけないと私は思つておるわけでありまして、いろいろと工夫をこらしてやうていかなければならぬことは十分に承知をいたしておりますが、そういうふう

に考えておるところでございます。

○高橋養賢君 条件採用の件は。

○国務大臣(谷垣重一君) 実は私まだよくその状況がわかりませんので、お答えが十分でないのでございますけれども、もう少し研究をさせていただきますと思ふます。

○高橋養賢君 終わります。

○委員長(大島友治君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大島友治君) 次に、教育、文化及び學術に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小谷守君 教員養成大学が発足をしたわけでありまして、この発足に当たつての今日の状況はい

かがでありますか、大学局長から概要をひとつ御説明を願いたいと思ふます。

○政府委員(佐野文一郎君) 二つの新しい教育大学が、御案内のように五十三年度に創設されたわけでございます。このうち兵庫教育大学は、五十四年度の四月に大学院から学生を受け入れるという年次計画に従ひまして、すでに昨年の九月に第一回の入学試験を円滑に終了いたしました。多数の志願者の中から現職の教員百三十四人を含む百五十人の合格者を受け入れておるわけでございます。上越の教育大学は、五十六年度の四月に学部から学生を受け入れることといたしております。目下、学生受け入れに備えて教官の陣容を整えたり、あるいは施設設備等の整備を鋭意進めておる段階にございます。

なお、兵庫の教育大学の場合には、今年度から付属の幼稚園と小学校を、地元と十分に協議をいたしましてスタートをさせることにいたしております。

○小谷守君 この教員養成大学の発足に当たつては、一昨年の六月に本院文教委員会においても附帯決議が行われたのであります。この附帯決議の趣旨のつとめて、両大学は進められておるかどうかが、私どもは強い関心を持っておるところであります。いま局長から御報告のありました、たとえば兵庫の場合、いろいろとこの大学の発足についての懸念が強かつたわけでありまして、私は一昨年の十一月二十七日であつたと記憶いたしますが、地元の代表の皆さんを当時の文部大臣でありました砂田さんに面会をあっせんいたしました。私も同席をしたことであります。その際、当時の砂田文部大臣としては、地元の不安に対してかなり明快な見解をお漏らしになった。地元の諸君としては、反対意見を持つておつた諸君も、大臣の熱意にかなり動かされた様子であつたわけでありました。

ところが、今日の発足の状況を見ますと、いふと、大臣の当時の言明というものはほとんど守られておらぬ。いま局長からお話のありました、た

とせば付属幼稚園、あるいは付属小学校の問題にいたしまして、過疎が進みつつあるこの大学の設置場所でもあります、そこに大変な迷惑を深刻に及ぼしてきておる、こういうふうに思いますが、当時の砂田文部大臣が関係者に漏らされた見解というものは、文部大臣室で行われたわけでありまして、文部省の関係者も陪席しておられたことでありますから、局長もあらましのことは御承知になっておることと思いますが、なぜこれが守られぬのか、こういう点についてひとつどういう事情であるのかお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) この大学の付属の小学校、幼稚園を開設するに当たりまして、地域の事情を十分に考慮して、かねて地域にあった不安というものが解消するような努力をすべきであるということは私も十分承知をしておりますし、また大学も私はそういう方向で努力をしたと考えております。地元におきまして、この大学の付属の小学校なり、幼稚園が、いわゆるエリート教育を持ち込むのではないかと、あるいは人口の規模から考えて、既設の公立の小学校なり、幼稚園に影響を及ぼすのではないかと、あるいは御懸念があるということ、これは私も承知をいたしております。もともと付属の学校というのは、本来そういうエリート校的なものではなくて、大学の教育研究に十分協力をしながら、教育実習生を受け入れて、実証的、実験的な研究を推進していくという任務を持ったものでございまして、大学としてはいろいろな機会を通じて、このように付属学校の目的、性格について、まず十分に地域の御理解を得られるような努力を重ねてきていくところでございます。

この付属の規模でございすけれども、御指摘のように、大学の設置された社町及び周辺地域の児童数というものがございすので、その実態等を十分に考えた慎重な対応が必要でございす。大学におきましては、地元の教育委員会とも十分協議をいたしまして、既設の公立の学校に御迷惑

を及ぼさないような範囲において、妥当な規模の付属学校を設置するという配慮をいたしまして、付属学校の規模を決めたわけでございますし、さらに、公立学校における教育実習の体験も非常に大事でございすから、地域の公立学校の御理解と御協力を得ながら、付属学校と公立学校が相まって充実した教育実習が展開できるように、努力をいたしてるところと承知をいたしております。

○小谷守君 二月七日に付属校の生徒募集が締め切られたようでありますが、その結果はどういう状況でありますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 二月に入園者、入学者の募集を行ったところでございす、まず小学校につきましては、一年次と四年次を本年度から開設することになっておりますが、両者合わせまして二百四十人の募集に対して、百十二名の応募がございました。幼稚園につきましては、三歳児と四歳児の学級の募集をいたすわけでございす、合わせて五十五人の募集に対して八十二人の応募者があつたと承知をしております。

○小谷守君 これは小学校の場合再募集はなさいますか、どうですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 小学校の場合は、いま申し上げましたように、入学候補者が募集人員に満たないという状況でございすので、三月の五日から補欠の応募を受け付けたと承知をしております。

○小谷守君 大臣ね、兵庫県加東郡社町、大臣の御郷里とも近いわけですが、播州の北部、かなり過疎の進んだ地域でございす。こへ教育大学ができた。さあ付属の小学校をつくるというわけでありまして、しかもこれ三学級です。四十人の計算にしましても百二十名、あの地域では一学年三学級という学校は大規模校なんです。突然教育大学の新社に付随して、こういうものがあつた地域に忽然としてあらわれる。こういうことになりますと、あの地域での教育の体系というものはかなりな迷惑を受けるわけであります。しかも、大

学局長は、付属校というものはエリートを集めるものではないということをお聞き願ひす。語りにお話をいたしましたけれども、付属校というものの一般の持つておる価値観というものはなかなかそこまでいってない。これをやられますと、この近隣の地域の教育というものは甚大な影響を受ける。私が申し上げたいのは、たとえば例の筑波大学の場合におきましては、付属校は旧教育大学に残しておる、こういうふうに承知をしておりますが、この際、そういうことも私はお考えの中にに入れていただく必要があるのではなからうか、たとえば神戸なら神戸に。一学級ぐらゐは地元で置くとしても、あとは過密地帯の方に付属校を配置する、と、こういうふうなことがあつてもいいのではないか、こういうふうに思われますが、これはどうですか。

○国務大臣(谷垣重一君) 先生の方はもうあのあたりの状況はお詳しいから御質問のことでございますが、私も全然知らぬわけじゃございせんが、いまの御指摘の問題、私まだ十分に検討をいたしていませんけれども、筑波大学の付属の問題は、これはもう先生御存じだと思ひますけれども、従来この付属の小学校としてあつたもの、教育大学としてあつたもので、それが教育大学が筑波へ移つたということ。それで小学校にしましても、付属校の場合はその子供たちが自宅から通学をするという事情がございすので、従来あつたものを大学が筑波へ移つたからという形にはなかなかやりにくい点があるわけでございす。社町の場合は今度は逆の問題が起きて、地元の地域の教育のいろいろな環境に對しまして一つの変化と申しますか、衝撃を与えた。しかし、付属校でございすので、これは大学のそばに付属して置いておくことがやはり必要だし、またそうなりやならぬのじゃないかという私は感じがいたしております。

ただ、御指摘がありましたように、何と申しまうすか、よくそこの教育をします途中で、その地域地域の協力校というふうな形で、教育の現場としての経験をなさしてもらうというふうな形のもの、これはあるわけでございまして、それがそういう大都会の中に協力校をお願いするという形は、これは考えられると思うんですが、これは新設なもので、やはりちょっと筑波の場合と違つた形にならざるを得ないんじゃないか、こういう私は気がいたしておるわけでございまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、確かに過疎——過疎とまでいふかぬかもしれませんが、とにかく学校の児童、生徒数がそう多くない地帯のこととございすので、当然教育大学としましては、そこらの付属校の持つていき方については、十分考えていかなきゃいかぬと思ひますし、それは先ほど局長がいろいろ御答弁しておつたようでありまうす、神戸市の問題につきましては、ちょっと私まだ十分に検討しておりますが、ちょっと無理なんじゃないかという気がいたしております。

○小谷守君 この付属校ができたことによつて、地域の義務教育というものが、深刻なやばり影響を受けているということは事実なんです。そこで、これに対しては、しっかりと保証を文部省としては考えてもらわなくてはならぬと思ひます。

これは大学局長からでも結構です。初中局長もおられますから伺ひますが、この付属校を開設したことに伴つて、地元の義務教育学校の中で、当然子供が引き抜かれるわけでありますから学級減が起る、また教員の定数減が起ります。こういうことについての保証はお考え願ひしておりますか、どうか。

○政府委員(諸澤正道君) 私どもが調べましたところでは、この四月に地元の小学校から付属小学校の方へ志願した者は、社町で言いますと、小学校というものが、これが四学級編組の学校のようにございまして、一年生で本来社小学校に入るべかりし者が二十九名、それから四年生で、これは三年の在学だつたと思ひますが、それが二十名

それぞれ移りましたので、そうなりますと、本来ならば一年、四年ともそれぞれ四学級であったであろうものが、それぞれ三学級になったということとで、一年と四年が一学級ずつ減ったということになります。

同じような事情になりましたのが、この社町の三草小学校というんです。その学校では一年生が、これは非常に微妙なところですけれども、本来なら四十七名入りまして二学級になるべかりしところが、三十九名で一学級ということですから、この付属学校のスタートによりまして、近隣の小学校で実問題として学級編制が変わったのは以上の三つのケースということになるわけで、そのうち、社小学校の方は二学級減、三草小学校の方は一学級減ということになりますから、この両校の教員配置関係につきましては、いまつまびらかにいたしておきませんけれども、一般的に言いますと、県内の全小、中学校の学級編制の見通しというのは大体三月の初めごろにはわかりますので、その時点で適宜教員の異動をして、過剰教員なり、不足教員がないようにするという配置をするのが一般的でございますので、本件の場合もそういう意味での手当ては済んでおるといふふうに私は理解しておるわけでございます。なお、今後この地区について同じようなケースが起こることが予想されるわけでありまして、その対応につきましては、あらかじめ教育委員会において十分実態の把握に努めていただきまして、不都合のないように指導してまいりたいと、かように思うわけでございます。

○小谷守君 これは文部省としてはしっかり保証をお願いしなくてはならぬと思うんです。

大学局長に今度は協力校という問題についてお伺いをしたいと思いますが、これはどういうものですか、協力校というのは。

〔理事高橋富君退席、委員長着席〕

○政府委員(佐野文二郎君) 本来であれば申しませんが、あるいは理想的に申せば、養成大学の場合には十分な規模の付属学校を持って、そして充

実をした教育実習をその付属学校で展開するということが望ましいわけでございます。しかし、なかなか付属学校の規模を教育実習に対応し十分に整備をするということができない場合がありまして、さらに進んでは、いろいろな地域における公立学校における教育の実態というものを、教育実習の場として活用していくということが、教員の養成の場合により望ましい姿である場合もあるわけでございます。したがって、国立の教員養成大学の場合に、地域の教育委員会と十分に御相談をいたしまして、幾つかの公立学校に教育実習の受け入れ方について御協力をお願いをする。そして大学、付属学校との十分な連携、協力のものと教育実習をその公立学校においても展開するということを考えるのが協力校のシステムでございます。この兵庫教育大学の場合には、先ほど来御指摘のような地域の事情がございまして、通常の教員養成大学の場合よりも、はるかに小さな規模の付属学校を設置をする計画になっているわけでもございまして、先ほど大臣からお答えを申し上げましたように、協力校の計画については、より積極的に大学としては考えていく、そういう考え方を持っておるわけでございます。

○小谷守君 協力校のことはわかりました。そこで伺いたいのは、これは従来の地域で決めているカリキュラムをゆがめるようなものであつてはならぬと思うんですが、どうですか。

○政府委員(佐野文二郎君) もとより教育実習を受け入れていただくということ自体が、一般の公立学校の場合にかなりいろいろと御迷惑をおかけすることになるわけでございますけれども、協力校の場合には、十分に大学側と教育委員会あるいは当該学校との間で協議をいたしまして、そういう意味での御迷惑がかららないように、むしろ教育実習を受け入れていくことを通じて、むしろ付属学校、公立学校両方を通じてより充実した教育が展開できるような配慮をしてもらわなければ困るわけでございます。その点は大学も十分に心得ておりますので、公立学校での教育の展開な

り、カリキュラムにやはり御迷惑をかける、それが支障を生ずるというようなことのないような配慮は十分にいたしてまいりたいと思っております。

○小谷守君 最後に伺いたい点は、この教育大学の受験に当たって、現職教員が受験をするわけでありまして、その際、教育委員会の事前の同意書の添付を大学側が義務づけておると、これを提出することを義務づけておると、こういうふうな聞きわけでありますか、文部省はそういう指導をしておられますか。もししておられるとすれば、これは開かれた大学とは言いきれないと思いますが、事前にこういうものは必要でありますか。

○政府委員(佐野文二郎君) 新教育大学を創設するに当たっての法案の当委員会における御審議におきまして、その点はいろいろと御指摘のあったところでございますが、この大学院は現職の教員の大学における教育研さんの機会を確保するという趣旨として設置されたものでございまして、したがって、現職のままで大学院に教員が入学されるわけでありまして、この場合には、大学としては入試の事務処理の上から申しまして、あらかじめ現職のままで入学をし、勉学を続けるということについて、市町村教育委員会等の同意があることを確認しておく必要がございまして、これはこの大学の大学院に限らずに、他の大学の大学院におきましても現職の者が大学に進学するということであれば、所属長の同意というものを出願に当たって求めているのがこれも通例のケースでございます。それに従ってこの大学におきましても、市町村教育委員会の同意というものの確認をしておるわけでございます。

○小谷守君 現職のままで大学院に入るわけでありまして、遅かれ早かれ教育委員会の同意というものが必要であることも私も認めます。しかし、受験するに当たって事前にそういうものを添付しなかならぬということは、これはいかがであらうか。そこまでの必要があるのかどうか。私はあなたのお言葉でありましても、どうも納

得いたしがたい、こういうふうに思いますが、同意そのものを私は否定するわけじゃない。当然それは遅かれ早かれそのことは必要だと思いが、受験のときにそういうものを添付しなかならぬということはいかがでございましょうか。

○政府委員(佐野文二郎君) 一つの考え方としては、たとえ合格の後に市町村の教育委員会等が同意を与えるということではどうかということがあるわけでございます。この場合には、大学の方の立場といたしまして、合格した者が大学で実際に勉強ができるかどうか、大学院に修学できるかどうかということが大学以外の者の判断によることとなります。大学に修学すべき者については大学の主體的な決定というものを大学としては確保したい。その主體的な決定に影響が出るということになると、それは大学としてのあり方から考えていかかであらうかということがあるわけでございまして、したがって、出願の際に現職のままで修学することについてそれぞれの市町村の教育委員会なり、あるいは都道府県教育委員会の全体のその県内における教員の状況というものを考えた上での御判断と、それを求めて入学試験を実施するということ、大学に学生を受け入れるあり方としてはより適切であらうという判断をとっているものでございます。

○吉田正雄君 私は私学の振興、私学教育の一層の充実、発展を願う立場から、今日の私学の経営とか学校運営、あるいは会計のあり方等について、幾つかの点で質問をいたしたいと思っております。

これは具体的に申し上げたいと思うんですが、この四月四日の朝日新聞、あるいは読売新聞、毎日等、東京紙を初めとして、新潟県の地元新潟日報等でも報道されておりますけれども、学校法人新潟技術学園、これは現在の理事長が久保田英一になつておりますけれども、この学園の教職員組合、これが昨年の九月に発足をいたしておりますけれども、秋以来学校運営のあり方や、経理の明朗化を要求して、管理者側と何回も交渉した結

果、昨年十二月と、ことし一月の二回にわたって、学園会計と学園後援会組織の北都振興会の会計というものが公開されたわけだ。

その結果、五十二年春開校の新潟薬科大学では、毎年百三十人の入学者から学債を募っている。そして、そのうち定員入学者が八十人だそうだけれども、八十人からは一人三百万円、その他の、これは補欠入学になると思うんですが、五十人からは四百万円を徴収しておるわけだ。

この五十人分が学園の会計には入らないで、後援会であります北都振興会の会計の中に振興債の名目が入っている。つまり正式な学園の帳簿には記入をされない。つまり裏金として運用をされておるわけだ。そして、この裏金の合計が、五十五年、この春の新入生分も含めて、四年間で五億八千七百万円になっておるといことが報道されたわけだ。そして、この経過の中で、学園長の小林勝理事が、この三月三十一日に責任をとって辞職をしておるといことが報道されているわけだ。

時間もありませんので、質問には簡潔に答えていただきたい。無用なことは答えていただくたくないんです。見解をお聞きした際には、見解をお聞きしますから、事実だけ私の方で幾つか聞いてまいりますから、イエスかノーの場合にはイエスかノーだけ答えていただきたいと思うんです。

そこで、報道の内容について、さらに新聞報道によりますと、これも朝日の報道ですが、文部省の大谷学校法人調査室長ですか、この方が「初めて聞いた話で、事実とすれば、自己資金などで文部省をだましていたことになるのかも知れない。学園側の説明を聞いたうえで、必要があれば何らかの措置をとる」ということも報道されているわけだ。そして、学園側の管理者が四日の日に文部省に出向いて説明をするというふうなことが報道されているわけだ。

そこでお聞きをいたしますが、この新聞報道の詳細な面や、正確な面はまた後でお聞きいたしますけれども、ほぼこの報道されたような事実があるのかどうか、まずこれをお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(三角哲生君) ほぼというのはちょっとむずかしいと存じます。学債をとっていたということは事実でございます。それから、御指摘のように、若干金額に差等を設けてまして、それを直接学校の発行する学債を引き受けてもらう相手と、それから新潟技術学園振興会、そういうところの発行する学債を引き受けてもらう相手とに分けて運営をしていたといいますが、学債の引き受けを求めていたというようなことは実際に行われていたということでございます。裏金といいますが、あるいはその扱い方につきましては、これは見方の面でございますので、全くその裏金というところであるというふうな言い切れるかは問題があると思っております。

○吉田正雄君 金額に差があるというのは、正規の定員の生徒からは三百万円——百三十人の内訳はどうなんですか、これ百三十人間違いないんでしょう。

○政府委員(三角哲生君) これは年度によって若干のずれがございますが、大学の学債を引き受けておる者が大体年度によりまして七十五人から八十七人までの間でございます。それから新潟技術学園振興債というものを引き受けている者が大体四十人から五十三人までの間で、年度で若干でこぼがございますが、大体のところ五十五年で申し上げますと、学校の学債を八十七名、新潟技術学園振興債という振興会の発行する債券を引き受けている者が四十一名、そういう状況でございます。

○吉田正雄君 だから、その金額は、学債の場合が三百万円、学園振興債の方が四百万円ということですね。

○政府委員(三角哲生君) これも個人によって異なりますようにございまして、総計で申し上げますと、五十五年は学校の方は二億九千五百万円で、振興会の方は一億五千二百万円ということでございますので、必ずしもはつきり四百、三百と

申しにくいのでございますが、振興債の方は一人当たりでいまの数字で割り戻しますと、三百七十七万七千円という数字になります。

○吉田正雄君 先ほどの定員は八十名間違いないですか。

○政府委員(三角哲生君) 新潟薬科大学の薬学部の入学生定員は百名となっております。

○吉田正雄君 学債の性格と内容についてお尋ねをいたしますけれども、学債は学校法人新潟技術学園がどういう手続でこれを募集をしたといいますが、徴収しておるのか。それからこの振興債についても、だれがどういう手続を踏んでやっておるのか。それぞれ学校債と振興債についての性格、募集者、それからさらには返還等についての条件ですね、そういうものがどうなっておるのか。

さらにもう少し言いますと、振興債というのは技術学園振興債ですが、これは後援会が募集をしたんですか、技術学園が募集したんですか。その辺、性格がいまの答弁ですと明確じゃありませんから、それぞれの学校債と振興債についての募集者、性格、どのような手続を踏んでそのことが行われたのか、そのことをはつきりさせていただきたいと思っております。

○政府委員(三角哲生君) 私どもただいままで当事者から事情聴取と申しますか、いろいろ聞きまして調査を進めておるわけでございますが、必ずしもすべての事項につきまして私どもははつきりと確認をしていない面もございまして、そういうわけで、ただいま私どもがわかっております範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず新潟薬科大学学債の方でございますが、これは発行者は学校法人新潟技術学園でございます。それで条件でございますが、これは一口百万円の三口以上というふうなことで募集要綱に書いてございまして、募集の範囲は新潟薬科大学新入生の父兄ということで、発行条件の一つでございますが、償還期日、これは五十九年四月一日でござ

いますから、発行後満五年間据え置きの上、元金を償還するというところでございまして、したがってこれは無利子のようでございます。それから、償還期日前の償還はしないことを了承してほしいというふうなことが書かれてございます。それからいよいよ新潟薬科大学振興債というものでございまして、これも一口百万円、三口以上というふうなことでございまして、無利息。償還期日等は先ほどの大学債と同じでございます。発行者は新潟技術学園振興会ということになってござい

ます。この両方についてでございますが、必ずしも細部明確でない点がございまして、大学入学の応募者のいわゆる募集要綱と申しますか、大学の受験の要綱の中に学債があるという旨の表示がございまして、それに関連して、ただいまちょっと内容を御説明申し上げましたような募集要綱で、入学者に若干割り振ってこれに対する応募を求めているといった運営のようでございます。

○吉田正雄君 募集者というのはわかりましたけれども、この振興会の性格というのは、法上の身分はどうなっておりますか。

○政府委員(三角哲生君) これは、法的性格と申しまして、いわゆる法律に基づくような団体ではございません。あくまでいわゆる任意につくられた任意団体でございます。それで目的としましては、「学校法人新潟技術学園における教育諸環境の整備拡充を図るために必要な資金援助及び研修を行ない、もって学園の発展に寄与する」ということでございまして、会長は役員三名というふうなことで組織されておる一つの任意団体でございます。

○吉田正雄君 そういう任意団体が入学時に、片や同じ入学者が学園の学債に応募をさせられる。片や任意団体の振興会が割り振って、ほぼこれは強制的と思われませんか、こういうことは好ましいことなんですか、これは私は大臣にもよく聞いてもらいたいし、大臣の見解もお聞きしたいと思っております。一時期私立大学の裏口入学があれほど問題になったわけですから、そこで文部省として

学園をめぐる、いままでお話上っております。いろいろな関連団体がありますが、こういったものの資金の調達、使途、その他の事実関係をやはりもう少し見きわめたいと思っております。そして結論的には、学校法人に対して不利益を生ずるといったようなことがないような改善ないしは正の措置をとることが必要であると思っております。その方向で極力適切な指導を行ってまいりたいというふうに思っております。

○吉田正雄君 まあいまの説明を聞いておりますと、私の質問も何も不明朗な面があったとか、だから直ちに罰則を適用して云々という、そういう観点から話をしているわけじゃないんです。しかし、私はやはり不明朗なものや、適当でないものについては、これは文部省が認可をしたんですから、やっぱり厳しい指導と、それから文部省のつてきた審査の段階での査定がきわめて甘かったといいますが、徹底したものでなかったという点については、私は文部省自身の責任というものはやはりここで明らかにすべきだと思っております。

いずれにしても、文部省の例の審査基準によれば、いずれにしても基本財産であるとか、あるいは各年度の経常経費の財源に原則として借入金を入れてはいけないんだということになっているわけですね。いまの説明では小林勝前理事長の寄付によってとなっておりますけれども、寄付と言ったって、この寄付自体が金融機関からの借入金なんです。全く形式的には直接学園が借入金という形をとってないかも知れませんが、けれども、しかし、現実には銀行から借入れをしたことは間違いない、そういうことなんです。だからさういふ点で、一体三億六千万のうち三億円というものは、これはいろんな証明書というものを出すわけでしょう、財産目録から何から出さなきゃいけないんですから、借入金なのかどうか。土地だって、土地の登記簿から何から、皆さん方の省令や基準の中には明確に定めてあるんです。そういう点でその審査の段階ではさう

いうことは気づけなかったんです。いま説明を受けてやっとわかったということなんです。

○政府委員(三角哲生君) 審査の段階では、先ほども申し上げましたが、申請者からのヒヤリング並びに現地調査を行いまして、そして銀行の残高証明書でございますとか、あるいは寄付者につきまして、状況によりましては納税証明書でございますとか、あるいは資金の調達に関する、たとえば物を売って資金を調達したというような場合には、その売買を証明するような書類とか、いろいろチェックをするわけでございます。

当時といたしまして、審議会としましては慎重な審査を行いましてこの認可を可とするという答申をちょうだいいたしております。

それで、先ほどの御質問に関連いたしますが、寄付者が、その寄付したお金をどこからか、何らかの方法で調達してくるということは、これはいろいろ場合があり得ると思っております。ただ、寄付者のやはり信用能力でございますとか、それから資産の上での条件というものが問題になります。たとえば、私なら私みたいな者が億の寄付をしたというふうなことでございまして、これは審査をいたしまして、その分の金額は認めないというふうな運用があるわけでございます。でございますから、寄付者によりましては、その銀行から借入れてきて寄付をするというところもあり得るわけでございます。しかし、その借入れが今年度になって学校法人に転嫁をされるということがあるとすれば、それはおかしい話であるというところでございまして、借り入れた方がその借り入れの始末をいたさなければならないというあたりまえの処理の原則でございます。

○吉田正雄君 現実には銀行から借り入れて生徒からの振興債から返しているんじゃないですか、それは。事実はどうなっていますか。

○政府委員(三角哲生君) 先ほど金額的に申し上げまして、当時の認可基準といたしましては、三分の二はいわゆる自己資金でなければならぬというところで、あとの三分の一は借り入れを認める

ということでございます。でございますから、金額につきましては若干ずれがございします。

ただ先ほども申し上げてございますが、借り入れを学債でもって肩がわりして返済したとすれば、これはおかしいございします。なお事実関係や金額等について精密に精査をし、確認をした上で、その是正ないし改善は指導したいと思っております。

なお、ただ方向としては、前理事長がある程度まで個人でその正をすてにおやりになりつつある由でございます。そして今後でもできるだけは正をするという方向で処理したいという意向は持ちのようございしますが、これもさらにもう少し状況を見守ると同時に、詳細な報告なり、説明なりを受けた上で確認をしていきたいというふうに思っております。

○吉田正雄君 ああ、いまの答弁ははなはだ無責任です。これだけ報道され、副理事長が、学園の責任者が職員にこうですという説明をやっているにもかかわらず、状況を見守っているんだとか、事実関係が明らかになるのを待つておりますとか、いずれその当事者から説明を聞くことにいたしますとか、非常にのんびりした話ですよ、これは。

これからいろいろお聞きをいたしますけれども、北都振興会に振興債が入っているわけでしょう。五十三年度決算で一体振興債収入幾らになっておりますか。

○政府委員(三角哲生君) 私どもは金の出入りでございますとか、措置につきましては、これは事情をできるだけ正確に把握しまして、その改善、是正は厳正にきちんとしてもらうようにこれは指導するつもりでございますが、これは文教委員会場でございしますので、やはり正確なところで正確な御報告を申し上げたいというふうに思っております。

それで、ただいまの技術振興債の問題でございますが、これは学校からの報告も受けておりますので、その数字を申し上げますと、五十二年度は

一億八千万でございますが、四百万円の償還が一件ございします。差し引き現在では一億七千六百万円、五十三年度は一億六千万円、五十四年度が一億六千四百万円、五十五年度が一億五千二百万円というところで、四年分の合計が六億五千二百万円でございます。

○吉田正雄君 その五十三年度ですね、決算の中で、支出のところで学園に対する寄附金として二百三十五万円。それから共和学園設置基金として二千万円。それから慶弔接待費として千五百二十二万円。それから貸付金として株式会社実業学舎に三千五百万円ということで、五十四年三月三十一日現在で、この実学舎というのに対する貸付金が財産目録によりまして四千三百三十七万円というふうになっております。この点間違いないですか。

○政府委員(三角哲生君) この学校法人関係で振興会なるものが二つございまして、ちょっと紛らわしい点が確かにあります。先ほど吉田委員の御質問に私お答えしましたのは、新潟技術学園振興会の方の金額でございます。六億五千二百万円。それでございします。で、ちょっとお断りさせていただきます。

ただいまの御質問の方は北都振興会の方の収支決算のお話でございますが、委員たたいま御指摘のと同様の数字を入れてございします書類を私どもの方もいただいておりますので、いま委員がおっしゃるような資料があるというところは事実でございします。それから、北都振興会からいわゆる実学舎というところへ四千三百三十七万円の貸し付けをしているというところも事実であるというふうに承知しております。

○吉田正雄君 そうすると、一体学債とか、振興債というのは幾つに分けてあるんですか。

○政府委員(三角哲生君) 先ほど来御指摘のありました学債というのは、私どもが理解している範囲では新潟薬科大学に係る学債でございまして、この学校法人は新潟薬科大学のほかは短期大学と専修学校二校を運営しております。その薬科大

学以外の学校につきましては、その北都振興会というところの発行する債券についての、いわゆる北都振興債という名前を使っておるようでございますが、これの引き受けを依頼しているというふうな、そういうやり方になっておるようでございます。

○吉田正雄君 とにかくいろいろな架空の、実体のない団体をつくって、そして生徒から学債だとか、振興債という名前で金を集めて、トンネル機関にして、そしていま申し上げたような共和学園の設置基金で二千万円。これはさらに五十四年度予算では三千万円出ているのですね。ですから共和学園設置基金としては五千万円という膨大な金が出ていますね。五十三年度で二千万円、五十四年度で三千万円というふうに共和学園設置基金というのが出てくる。これまた共和学園が何ぞやということになってくると、これまた正体不明の学園なんですよ。まだ何ら認可もされてなければ、設置もされてないということです。

さらにいま言ったように、この株式会社実業学会に四千三百三十七万円という巨額の貸し付けを行ってあるわけですね。そして、この実業学会がどのようなことをやっておるのかということになりますと、これまた大変な話で、これは単なる報道でなく、私の方でも資料幾つか入手をいたしてありますが、この点はどうなんですかね、間違いありませんか。株式会社実業学会というのは、この学校法人の関連会社であって、いま言ったように資金の貸し付けも受けているわけですが、不動産の資産が一億二千万円以上ある上に、ルノールの絵画時価九千万円というものを購入をしたり、それからさらに、やめた前学園長が金の延べ棒六キログラムを三千六百万円で買っているとか、それからいま言った不動産のうち、約三千平米の土地を六千七百五十万円を買ったものを、今度は学園に一億二千万円で買ってくれということをやっているわけですね。ところが、私はこれは大変な問題だと思ひますのは、いま言った株式会社実業学会というのは、まさに表裏一体なんですね。学園が直

接経営していると言っても変わりがない会社なんですよ。その会社に買わせておいて、これはかつてのロッキード事件で問題になった田中元首相の新生企業が土地を買って、そして土地をころかしをやって、莫大な利益を上げたということと同じく、実業学会が六千七百五十万円を買ったものを、今度は学園に一億二千万円で売ろうとしておるわけですね。これは許せることじゃないんですよ。何でも許せないことなのかというと、この実業学会の役員と、それからこの新潟技術学園の役員とが非常に密接に絡んでおるわけなんです。私はこのこと自体私立学校法の役員の定め、規定、さらには寄付行為にも違反するだけの役員人事ではないかというふうにも思っているわけですね。たとえば、新潟技術学園の役員を見ますと、理事長は現在新潟県の教育委員でありますが、理事長は現在新潟県がこの三月三十一日に責任をとってやめた小林勝です。そのお父さんが五十三年度の九月まで同じく理事をやっておったわけですね。このお父さんといふのは、私どもの知るところでは、新潟市役所に勤めておったけれども、汚職でやめた人です、これは。そしてこの亡くなった理事の小林十雄といふ人の二女——いまは嫁いで荒井アヤ子となつてますが、この荒井アヤ子とやめた学園長の小林勝はきょうだいなんです。その荒井アヤ子の主人といふのが学園のいま副理事長なんです。そして、この荒井アヤ子といふのがこの実業学会の代表取締役会長なんですよ。さらにこの副理事長の荒井貞雄のきょうだいの岡野福松、これも同じくこの学園の理事をやっておるわけですね。ですから配偶者、あるいは三親等以内で、各役員は一人以上の役員を出してはならないのだという規定があるわけですね。これと関連してこういうことは一体好ましいことだと思われませんか。非常に私はこれは問題だと思ひます。この役員関係について、実業学会との関係で皆さん方も御存じのはずなんです。がね、どのように判断されていますか。

○政府委員(三角哲生君) 実業学会というのは株式会社でございますので、私どもは直接形の上ではどうこう言うことはないのでございますが、ただいま御指摘のようなことでございますので、非常に学校法人の役員構成と密接な関係がある、そういう会社である、ということは事実だと思います。したがって、この会社と学校法人との関係は、非常にやはり節度を大事にした関係が必要であるということが言えると思います。

○吉田正雄君 そんな私はなまやさしい答弁で済む問題じゃないと思ひますよ。もう一人言いますとね、先ほど落としましたけれども、この三月やめた学園長の小林勝の奥さん小林妙子がこの実業学会の代表取締役社長なんですよ、これは。そうして学園の金を実業学会に多額に貸し付けて、そして金の延べ棒を買ったり、絵画を買ったり、土地ころかしをやって、学園にまた高々と買わせようといふことをやっているわけですね。こんなずさんな会計なり、学園運営というものが一体許されるかということなんですね。それが生徒から集めたみんな学債の金から出ているわけですよ。こういうことをやっているから腐敗といふものが出てくるわけですね、裏入学といふものもまかり通るんですよ。この実業学会の役員といふのは全部がこの学園の関係者です。いま言ったように、代表取締役会会長といふのが副理事長の奥さん、取締役社長がこの三月退任をした理事、学園長の小林勝の奥さん、それから取締役の細井という人が同じくこの学園の医療技術専門学校、それから真島という取締役が同じくこの新潟技術学園の理事、伊佐取締役も同じく技術学園理事、それから丸亀金作、かつての新潟県教育次長、これが学校法人新潟技術学園の理事、それから小林直司、これが北都工業短期大学助教授、つまりこの学園の短大の教授、阿部という取締役も同じく技術専門学校長代理、さらに監査役として小湊監査役が同じく技術学園財務課長ですよ、なれ合いですよ、こんなものは。それから同じく監査役小野塚さんが北都工業短期大学の助教授、金内監査役が同じく北都工業短期大学の助教授。特に監査役というのは財政や業務を監査するものであって、理事だの

評議員だのは、できるだけそういう関係者から近くない人から出すというのが、これは監査の本来の目的なんです。ところが、いまの監査役のトップが、この技術学園の財務課長から出ている。同じ学校の財産扱っている人間が、財務課長がツーツーでやっているわけじゃないですか。こんなことで監査ができるわけじゃないんですよ。そういう点で私は、私立学校法でこの学校法人の役員については厳しい制限を設けている。にもかかわらず、この役員構成を見ますと、どんなことでもできる、なれ合いができる仕組みになっているわけですよ。同じ学園の中の人間がそれぞれ兼任して合っている、こういうことでしょう。主人が学園長で、奥さんがその下請会社の会社の社長だなんて、こういうことが行われているわけですよ。ですから何だってやれるわけですね、これは。そういう点で私は、文部省の監査というものはきわめてずさんだと思ひます。指導、監督する立場にありながら、新聞報道されるまで全然気がつきませんでしたと、まあ確かに好ましいことではありません程度で私は済む問題じゃないと思ひますよ、これは。

さらに私はお聞きをしたいと思ひますけれども、この私学は薬科大学だけでなく、短期大学と、さらに技術専門学校と高等学園という四つの学校を持っているわけですね。したがって、大学の場合には確かにこの所轄庁というのは文部省になりますけれども、高等学園等については、県のこの私学審議会であるとか、県の教育委員会の監督下に入るわけですね。この点間違いありませんか。

○政府委員(三角哲生君) 大学または短大を設置いたします学校法人の所轄は文部大臣でございます。それから、各種学校の問題になります。大学、短大のこの学校そのものですね、設置者たる法人じゃなくて、教育機関である学校そのものは大学、短大は文部大臣の所轄でございます。専修学校の方は都道府県知事の所轄になっております。

○吉田正雄君 指導、監督すべき知事部局から、
 こういう学校法人だとか、学園の役員になるとい
 うことは、これは好ましいと思いますか、どう思
 いますか。たとえば、県の現職の教育委員がこ
 ういう学園の理事とか理事長になるということは、
 これは好ましいことですか。指揮、監督とか、そ
 ういう点なかなかできなくなるんじゃないです
 か。あるいは県の副知事等が、いま県の指揮、監
 督を受けるとおっしゃったんですが、その指揮、
 監督をする副知事が、この学園の理事になってい
 るなということになると、どういふことになり
 ますか。

○政府委員(三角哲生君) この私立学校に對しまして指揮するとか、監督するとかいうようなことはないわけでございます。私立学校はみずからその公共性を高めながら、自主的に運営されるべきものでございます。ただ、問題によりましては、所轄庁からの指導でございますとか、助言でございますとか、調査といったようなことがあるわけでございます。

それから、まあ兼職の問題でございますけれども、これはその方のついております職、常勤であるか、非常勤であるかとか、いろいろなことが關わるか、非常勤ですと、これはまあ個々具體の判断も係いたしますので、これはまあ個々具體の判断も必要かと存じますが、地元におきまして私学の振興に對して、何らかの形で協力するということはあり得ることではないかというふうに考えます。

○吉田正雄君　寄付行為によれば、予算等については理事会、さらには評議員会の議決を経なきやならぬことになっているわけですね。したがって、今回のこの学園の予算については、理事会それから評議員会の議決を経たのかどうなのかですね。この点どうなですか。さらには議事録を備えておらなきやいけない。全理事の署名捺印がなければいけない。これは各年度の予算、決算についてそういうことが行われているかどうかですね。

○政府委員（三角哲生君）　ただいまの御質問に対しまして、私どもは現時点では全部まだ確認をい

たしておりませんので、はっきりした御答弁はい
たしかねるのでございますが、ただ個々の予算算
入いは決算につきましては、公認会計士が監査を
いたしております。公認会計士は監査事項の一事
につきまして監査をいたしますと同時に、ただい
ま御指摘になりました所定の手続がとられてお
るかどうかについても見るはずでございますので、
寄付行為の定めに従った手続措置がとられてお
るというふうに思っておりますけれども、さらに念
のために確認をいたしたいと思えます。

○吉田正雄君 先ほどちよつと聞き落としたのですけれどもね。この共和学園の設置基金五千万円、それから実学舎に対する五十四年三月三十一日現在の四千三百三十七万円の貸付金、こういうこと許されることだというふうにお思いですか。

○政府委員(三角哲生君) まあ北都振興会というのは、形の上では、これは一つの任意団体でございまして、それなりの目的、事業を持っておりまして団体でございしますので、これはまあ学校法人そのものであるとございしますので、私どもは学校法人

に對しますと同じような指導というものをこれに對して行うということはないわけでございします。ただこういう団体が介在することによつても学校法人が何らかの損失なり、マイナスをこうむるということがあつと、それはなほだ好ましくないことであるということになるんだらうと思ひます。それで、ただいまの北都振興会が実学

舍なる株式会社に貸し付けをしておるといふこと
 でございますが、これは貸し付けでございますから、
 当然やっぱり返してもらわなきゃならない問題であ
 るうと思いますが、貸し付けの条件なり、何なりにつ
 いて、もう少し確認をいたしたいと思っております。

それから、共和学園というのはどういふものか、私どももはっきり存じません。ただ、実学舎というものが何か学園塾のようなものをやっておるようでございますので、そういうものかどうかというの、これは想像でございますけれども、そういうものについての設置基金に寄与するため

に何らかの積み立てに協力するということが、果たしてこの任意団体として適切かどうか。それから、それが直接ないしは間接に学校法人新潟技術学園にマイナスをもたらすような不適当なことであるかどうかは、なお調査の上判断をいたしまして、それに基づいて嚴重な指導をいたしたいというふうに思っています。

○吉田正雄君 私は、私立学校法二十六条に、この学校法人が収益事業を行うことについて厳しい制限を設けておりますし、さらには昭和二十五年十一月八日の文部省告示第六十八号で「(文部大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類)」を定める件というものがあって、その第一条のところでは「左の各号の一に該当しないものでなければならない」ということで、六つ条件が挙げられてあるわけです。『経営が投機的』なものであるとか、「風俗営業に該当する」ようなものであるとか、あるいは「名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの」であるとか、あるいは「教育に支障のあるもの」とか、「法人と

してふさわしくない方法によって経営」をするとか、これは法人の収益事業とは書いてありますけれども、実学舎というのは要するにトンネル機関なんですよ、これは。役員見たら全部そうでしょう、学園関係者によって役員が全部占められていて、全く別の会社ではないんですよ、これは。表裏一体の会社なんですね。単なるトンネル機関な

んですよ、これは。事実が明らかになっているわけですね、これは。そういう点で私は、いま答弁されたようなそんな認識で、こういう問題を放置をするから、こういう問題というのがしょっちゅう後を絶たないで続発してくると思うんですよね。いま言った二十六条とか、告示の第一条と照らして、こういうことは一体望ましいと思われるんですか、許されることなんですか。

○政府委員(三角哲生君) 告示は告示でございます。まさに役員構成等から見ますと、学校関係者がずっと名を連ねておりますから、非常に密接な関係があると存じます。トンネルのようなことで

ございますと、これは私どもがやっぱり好ましくない面も十分に調べまして注意をしなきゃいけないが、やはり基本は金の出し入れが会社と学校の間でどんなぐあいになっていて、そして、その状況が学校法人に対してぐあいが悪くなっているかどうかという点でございまして、その点については私どもは厳重に調査をしたいと思っております。

○吉田正雄君 与えられた時間がきわめて短いので、お聞きしたいことはたくさんありますが、いまの答弁の一つ一つで、まだやりたいところたくさんあるんですよ。皆さんも私の持ち時間承知で、この辺で答えておけばきょうは済むんじゃないかということははっきりしているんですよ、さっきの答弁でわからぬわけじゃないです。私よりもあなたたちがわからぬわけじゃないですよ、これは。そうだとしたら全く無責任じゃないですか。いまの答弁では私より知らぬ、内容を。そんなことで委員会を切り抜けていこう、その場限りの答弁やれば済むんじゃないかと思つたら、これは大変なことですよ。そういう無責任な行政態度だから、こういう事件というものが後を絶たないわけですよ。

二つだけ言っておきますから、これは次回、いずれかの委員会ではお聞きをしたいと思っておりますけれども、いまの学園の理事の中には、現在の教育委員長代理の久保田英一氏が入っているわけですね。さらに教育委員長の立川晴一氏も入っているわけですね。理事として、現職の教育委員長、委員長代理が理事に入っておりながら、このようになぜそんな学校運営と会計運営が行われておること自体が望ましくないということ、これははっきり言えると思うんですね。だれが見たって好ましい状況じゃない。これは皆さんだって好ましいとは思っていないということはおっしゃっているとおりで。現職の教育委員が二人も入っておってこういうことが行われている、このこと自体が大問題であって、私は教育委員としては責任をとるべきじゃないかというふうに思うんですね。責任問題はとにかくとしても、とにかく非

常に大きな問題だと言えらると思ひますし、それから、この寄付行為の中で、実は寄付行為の細則というのを設けてありますね。細則でございますね、あるかないか、まず聞きます。

○吉田正雄君(三角哲生君) 細則はちよつといふ手元にございませぬ。

○吉田正雄君 私がきょう寄付行為の問題から、認可の寄付行為の審査状況についてお聞きしますというのを言つてあるわけでしょう。その寄付行為に伴う細則がないというのはどういうことですか。何言つてゐるんです。

○政府委員(三角哲生君) 細則は、これは学校内でお決めたことではないかとございまして、これは文部大臣の認可事項でございまして、必ずしもすべての学校の細則を手元に整備しておくということになつておらないのでございまして。

○吉田正雄君 そうすると、細則の中で、寄付行為の本則を骨抜きにしたり、本則に違反するような細則がもし盛られておたらどうなりますか、これは。

○政府委員(三角哲生君) 仮定の問題でございまして、委員がおつしやつたようなことは私どもの学校法人指導の基本の趣旨からいってよろしくないというか、ぐあいが悪いことではございまして。

○吉田正雄君 仮定の問題で何ですか。私は仮定の話をやつてゐるんじゃないんです。細則はないんですか、いま。

○政府委員(三角哲生君) 細則は持ち合わせがないというふうに申し上げております。

それから、仮定の問題と申し上げましたのは、ただいま委員がその寄付行為の本則と全く反するようないふ骨抜きにするようなことというふうなことでおつしやいましたので、ちよつとそういう言葉を使わせていただいたのでございまして。

○吉田正雄君 時間が制限されているからと言ひまじけれど、きわめて重要で、皆さんのそんな答弁納得できないから、最後に大臣に聞きますよ。

この「新潟技術学園寄付行為施行細則」は六条

から成つておりますけれども、この第四条のところでどういふことが書いてあるかといひますと、「寄附行為第二五条のほかに、寄附行為中「理事長」とあるをすべて「理事長または学園長」と読みかえる「理事長じゃないんですよ」、「理事長または学園長」ですから、学園長でもやれるという事なんです。学園長は理事です。

それから「寄附行為中、評議員会を運営評議会、評議員を運営評議員と読みかえるものとす」として、本則では理事長が評議員会の招集権限、理事会の招集権限を持つてゐるのに、学園長と読みかえることによって、理事長をたな上げにしておつて、理事である学園長が理事会の招集から、評議員会の招集から、全部できる仕組みにこれは細則の中になつてゐるんです。これいまま私が読み上げたのは細則ですよ。これ本則に反しませんか。

○政府委員(三角哲生君) ただいまのような細則は、これはまさに本則の本来の規定をすりかへるものだと思います。「学園長」といふような規定はもつて本来の寄付行為の中に書かれてはおらないひとつの名称といひますか、称号にすぎないといふようなふりかへるに上はなつておられますわけでございますから、そのような実質的に理事長の役割をやるというふうな、そういうふうな読みかへるの規定は、これは寄付行為の本来の姿に反するものでございまして、私もその細則を取り寄せてみて、その是正、改善は、これは指導しなきゃならぬといふふうに考へます。

○吉田正雄君 その違法な、本則に違反をし、違法な学園長が招集した理事会や評議員会の決定はどうなりますか。

○政府委員(三角哲生君) これはそれぞれの会議につきましても、いま委員御指摘のような形式手続上の瑕疵があつた場合どうするかといふことでございしますが、やはり個々にはその内容についてチェックをした上で、私どもとしてはコメントをさしていただかなきゃならぬといふふうに思ひます。というのは、出席者がどういふうぐあひであつ

たと、それから実際に理事長あるいは評議員会がどのように関与したかといふようなことも、やはりその事柄につきまして決定の一つの根拠としての実体を備えていたかといふようなことが出てくるのではないかと考へるからでございまして。

○吉田正雄君 これ最後です。

大臣ね、お聞きになつてわかると思ひますけれども、とにかくこんなうさんな学校運営、会計処理はないですよ、これは。お聞きのとおりです。時間があればもっと詳しくつとつといひたいんです。ところが、私はいま文部当局の担当者の答弁を聞いておつて、まだよくわかつておりませんとか、事態の推移を見守りますとか、非常にのんびりとした答弁ですよ。私はそうじゃなくて、おわかりだろと思ひます。わかっているけれども、ここでそれが明らかになつたら大変な事態になると。私は、このことおりのことが事実行われているといふことが立証されたら、これはあれですよ、学園の取り消しだつてあり得る内容だと思ひます。罰則規定だつて適用になると思ひます。ね。そういうことを恐れておいでになるんじゃないかと思つて、いろいろ言葉を濁しておいでになるだろと思ひます。私も学園がつぶれることを願つてゐるんじゃないですよ。そうじゃなくて、私は本当に私学の正しい発展のためにそういううさんな運営があつてはならない。だから、私は逆に言うならば、文部省の所轄庁としての、これはまさに指揮監督という言葉をとにかくとし、そういう指導的立場にあるわけですから、認可をされたんですから、その認可に違反した場合にはこれを取り消す権限というのはいふ所轄庁に与えられておるんですよ。それだけに、私はいまいふか、いふか答弁だ。もう責任逃れの答弁です。そういう点で大臣としては、この問題について徹底的に事実といふものを正しく調査をする、そしてその調査に基づいた適切な行政措置——措置といふ中身はいろいろありますけれども、適

切な行政措置といふのはとられるべきじゃないかと思ひますが、この点について最後に大臣の見解をお聞きして私の質問を終わります。

○国務大臣(谷垣重一君) いまだんさんのお話を お聞きしてございまして、私も大変にどうもえらいことが起きておるんだなという感じを持つております。事務局の方から、言つてみますと、非常に先生のお叱りを受けるような返事をいたしておりますのは、やはり非常に慎重な法令上の立場からの問題で、少し慎重過ぎておるから先生のそういう御指摘があつたことと思ひますが、全体としての形を考へますと、いろいろな団体が出てきたり、それから先ほどの寄付行為そのものがその細則でもとが變つてゐるというふうなことになることになつてしまつて、まことにどうもおかしなことだといふふうに聞いておりました。しかし、これは現実起きておることといひますと、非常に大変なことだと思ひます。実情を十分調査して、そして適切な措置をとらなきゃならぬと思ひます。

○委員長(大島友治君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十三分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二二八号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第二一九号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二二五五号)(第二二五五号)(第二二五五号)(第二二五五号)
(第二二七号)(第二二七号)(第二二七号)(第二二七号)
(第二二八号)(第二二八号)(第二二八号)(第二二八号)
(第二二九号)(第二二九号)(第二二九号)(第二二九号)
(第二三〇号)(第二三〇号)(第二三〇号)(第二三〇号)
(第二三二五号)(第二三二五号)(第二三二五号)(第二三二五号)
(第二三二五号)(第二三二五号)(第二三二五号)(第二三二五号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二二四一号) 一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二二五三号)(第二二五四号)(第二二五五号)(第二二五六号) 一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第二二七三号) 一、学級編制基準の改善等に関する請願(第二二八七号) 一、身体障害者のための学校教育改善等に関する請願(第二三〇二号) 一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二三二〇号)(第二三二一号)(第二三二二号) 一、学級編制基準の改善等に関する請願(第二三四二号) 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二三五一号)	五三 町田孝之外三百三十一名 紹介議員 岩上 二郎君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二三六号 昭和五十五年三月二十八日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 石川県金沢市香林坊二ノ四ノ五 中村邦昭外三千二百名 紹介議員 安田 隆明君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二五四号 昭和五十五年三月二十九日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 群馬県渋川市寄居町二、一六七群馬県小中学校PTA連合会内 阿部功外二千七百五十名 紹介議員 山本 富雄君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二七一七号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 沖縄県那覇市牧志野一ノ一〇八沖縄県PTA連合会内 伊良波長幸外一万二千七百七名 紹介議員 喜屋武眞榮君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二七二二号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 広島県深安郡神辺町八尋一、一五〇 小林孝外七千六百七十五名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。	第二二八七号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 沖縄県島尻郡佐敷村手登根一一六 田場昌雄外一万二千五百三十三名 紹介議員 稲嶺 一郎君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二八八号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 栃木県宇都宮市鶴田一、七八九栃木県PTA連合会内 鈴木勘次郎外三千名 紹介議員 岩崎 純三君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二八九号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 山口市荻町四ノ二 橋本泰外四万六千一百一十一名 紹介議員 小澤 太郎君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九〇号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 鹿児島県西表市伊賀浜脇鹿兒島県PTA連合会内 古田秀雄外二万百名 紹介議員 金丸 三郎君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九一号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願	請願者 富山県上新川郡大沢野町下大久保 一、五二四 安吉外司外四千三百十二名 紹介議員 高平 公友君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九二条 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 静岡県駿府町一ノ一二教育会館内 静岡県PTA連絡協議会内 小沢 善一外一万八千三百三十八名 紹介議員 戸塚 進也君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九三三号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 愛媛県宇和島市栄港町二丁目上 田和男外十一名 紹介議員 松垣徳太郎君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九四四号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 広島県福山市光南町一ノ二ノ二四 広島県PTA連合会内 八田五郎外八千五百二十名 紹介議員 藤田 正明君 この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。 第二二九五五号 昭和五十五年三月三十一日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願 請願者 富山県高岡市利屋町九富山県PTA連絡協議会内 津嶋朗外六千八百五十三名
---	--	--	---

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二三三二号 昭和五十五年四月一日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 広島県安芸郡戸渡子五六三

紹介議員 坂本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二二四一号 昭和五十五年四月一日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二二五三三号 昭和五十五年四月一日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市田代本町一、三八

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二二五四号 昭和五十五年四月一日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡河内町宇山 原清治

紹介議員 永野 殿雄君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二二五五号 昭和五十五年四月一日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市田代外町五七五佐賀

県PTA連合会内 中富文子外二
千六百八十八名
紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二二五六号 昭和五十五年四月一日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡鹿本町下高橋一五〇

紹介議員 細川 護郎君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二二七三三号 昭和五十五年四月二日受理

義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市岡町北三ノ八ノ一二

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二八七号 昭和五十五年四月二日受理

学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市雁木高泉県住一、

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二三〇二二号 昭和五十五年四月二日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡藤野町温泉三区 西

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二三一〇号 昭和五十五年四月二日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 神戸市生田区北長狭通四ノ一八神

戸市PTA協議会内 土井文夫外

七千八百二十六名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二三二二二号 昭和五十五年四月二日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町三ノ二ノ一五

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二三三二二号 昭和五十五年四月二日受理

青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市大川内町丙二、四

二五 吉原宝一外二千二百八十九

名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二三四二二号 昭和五十五年四月三日受理

学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡県山門郡大和町中島四一八ノ

二 松原しのぶ外九百九十三名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二三五五号 昭和五十五年四月三日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 札幌市豊平区美園一条六丁目 田

尻真一外一万名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（粕谷照美君外二名発議）

一、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（安永英雄君外二名発議）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、期末手当及び勤続手当については、この限りでない。

第十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 女子教育公務員等の育児休業に際しその勤務する義務教育諸学校等又は医療施設、社会福祉施設等の教育職員又は看護婦、保母等の職務を補助させることができるような特別の教育職員又は看護婦、保母等がある場合において、任命権者が、当該教育職員又は看護婦、保母等に、第四条第一項の規定により定められた育児休業の期間、当該義務教育諸学校等又は当該医療施設、社会福祉施設等の教育職員又は看護婦、保母等の職務を補助させることとするときは、前項の臨時的使用を行うことを要しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

2 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則第六号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約七億九千万円の見込みである。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

第一条中「教育職員」を「教職員」に改める。

第一条第三項中「教育職員」を「教職員」に「及び寮母」を、寮母、学校栄養職員(栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経歴を有し、かつ、学校給食の業務に関する専門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ)、事務職員並びに学校における看護の業務に従事する看護婦及び准看護婦」に改める。

第三条第一項中「教育職員」を「教職員」に改める。

第十五条第一項中「教育職員」を「教職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共同調理場の学校栄養職員への準用)

第十五条の二 第三条から前条までの規定は、国立又は公立の学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、前条第一項中「当該義務教育諸学校等における教育」とあるのは、「当該学校給食法第五条の二に規定する施設の業務」と読み替えるものとする。

第十七条中「教育職員」を「教職員」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(他の法律の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則第六号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

4 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第五号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

6 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第二項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

7 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

8 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第三号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

9 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第三号中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

10 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第十四条第三項中「女子教育職員」を「女子教職員」に「女子の教育職員」を「女子の教職員」に改める。

11 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十四条第三項中「女子教育職員」を「女子教職員」に「女子の教育職員」を「女子の教職員」に改める。

12 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条第四項中「女子教育職員」を「女子教職員」に改める。

職員」に改める。

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第三号第二項の表中「四十五人」を「四十人」に、「二十人」を「十八人」に、「十二人」を「十人」に改め、同条第三項中「八人」を「七人」に、「あわせ有する」を「併せ有する」に、「五人」を「三人」に改める。

第五条中「第八条第二号」を「第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号」に改める。
第六条中「次条」の下に「第二項を除く。」を加える。
第七条第二号の表を次のように改める。

学校の種類	学	校	規	模	乗	ず	る	数
一学級の学校	二	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇
二学級から四学級までの学校	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇
五学級の学校	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇
六学級の学校	一	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇

小 学 校	七学級の学校 八学級から十一学級までの学校 十二学級から十五学級までの学校 十六学級から十八学級までの学校 十九学級から二十一学級までの学校 二十二学級から二十四学級までの学校 二十五学級から二十七学級までの学校 二十八学級から三十学級までの学校 三十一学級から三十三学級までの学校 三十四学級から三十六学級までの学校 三十七学級から三十九学級までの学校 四十学級以上の学校	一・二五〇 一・二二〇 一・二〇〇 一・一七〇 一・一六五 一・一五五 一・一五〇 一・一四〇 一・一三七 一・一三三 一・一三〇
中 学 校	一学級の学校 二学級の学校 三学級の学校 四学級の学校 五学級の学校 六学級の学校 七学級及び八学級の学校 九学級から十一学級までの学校 十二学級から十四学級までの学校 十五学級から十七学級までの学校 十八学級から二十学級までの学校 二十一学級から二十三学級までの学校 二十四学級から二十六学級までの学校 二十七学級から二十九学級までの学校 三十学級から三十二学級までの学校 三十三学級から三十五学級までの学校 三十六学級以上の学校	四・〇〇〇 三・〇〇〇 二・六六七 二・〇〇〇 一・六六〇 一・七五〇 一・七二五 一・七二〇 一・五七〇 一・五六〇 一・六一〇 一・五九五 一・五六〇 一・五五三 一・五五〇 一・五四五 一・五四〇 一・五三〇

第七条第三号を次のように改める。

二次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
四十人以上	一

2 前項に定めるところにより算定した数
 下この項において「小中学校校長教諭等標準定数」という。のうち、校長の数は前項第

七学級以上の学校 八学級から十一学級までの学校 十二学級から十五学級までの学校 十六学級から十八学級までの学校 十九学級から二十一学級までの学校 二十二学級から二十四学級までの学校 二十五学級から二十七学級までの学校 二十八学級から三十学級までの学校 三十一学級から三十三学級までの学校 三十四学級から三十六学級までの学校 三十七学級から三十九学級までの学校 四十学級以上の学校	四十一人から八十人まで 八十一人から百二十人まで 百二十人以上	二 三 四
--	---------------------------------------	-------------

第七条第四号及び第五号を削る。

部 別		部 規 模	乗 ず る 数
一学級の部		一学級から四学級までの部	二・〇〇〇
二学級の部		五学級の部	一・五〇〇
三学級の部		六学級の部	一・四〇〇
四学級の部		七学級の部	一・三〇〇
五学級の部		八学級の部	一・二〇〇
六学級の部		九学級の部	一・一〇〇
七学級の部		十学級の部	一・〇〇〇
八学級の部		十一学級の部	九〇〇
九学級の部		十二学級の部	八〇〇
十学級の部		十三学級の部	七〇〇
十一学級の部		十四学級の部	六〇〇
十二学級の部		十五学級の部	五〇〇
十三学級の部		十六学級の部	四〇〇
十四学級の部		十七学級の部	三〇〇
十五学級の部		十八学級の部	二〇〇
十六学級の部		十九学級の部	一〇〇
十七学級の部		二十学級の部	一〇

号に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長標準定数」という。）とし、教頭の数は九学級以上の小学校の数と六学級以上の中学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数及び三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数（以下この項において「小中学校教頭標準定数」という。）とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校校長教諭等標準定数から小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

第八条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第八条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

第八条の二第一号を次のように改める。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。）を実施する小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの（以下この号において「単独実施校」という。）のうち児童又は生徒の数が七百人以上のもの（次号において「七百人以上単独実施校」という。）の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が六百九十九人以下のもの（以下この号及び次号において「六百九十九人以下単独実施校」という。）の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数

第八条の二第二号の表以外の部分中（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。）を削り、「生徒」の下に「給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。」を加え、同表の表中「五千人」を「三千人」に、「五千人」を「三千人」に改め、同表を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 七百人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。次号において同じ。）を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数の一を乗じて得た数

第九条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

第十條中「次条の下に（第二項を除く。）」を加える。

第十一條第二号の表を次のように改める。

小 学 部	中 学 部
七学級の部 八学級から十一学級までの部 十二学級から十五学級までの部 十六学級から十八学級までの部 十九学級から二十一学級までの部 二十二学級から二十四学級までの部 二十五学級から二十七学級までの部 二十八学級から三十学級までの部 三十一学級から三十三学級までの部 三十四学級から三十六学級までの部 三十七学級から三十九学級までの部 四十学級以上の部	一学級の部 二学級の部 三学級の部 四学級の部 五学級の部 六学級の部 七学級及び八学級の部 九学級から十一学級までの部 十二学級から十四学級までの部 十五学級から十七学級までの部 十八学級から二十学級までの部 二十一学級から二十三学級までの部 二十四学級から二十六学級までの部 二十七学級から二十九学級までの部 三十学級から三十二学級までの部 三十三学級から三十五学級までの部 三十六学級以上の部
一・二五〇 一・二二〇 一・二一〇 一・二〇〇 一・一七〇 一・一六五 一・一五五 一・一五〇 一・一四〇 一・一三七 一・一三三 一・一三〇	四・〇〇〇 三・〇〇〇 二・六六七 二・〇〇〇 一・六六〇 一・七五〇 一・七二五 一・七二〇 一・五七〇 一・五六〇 一・六一〇 一・五九五 一・五六〇 一・五五三 一・五五〇 一・五四五 一・五一〇

第十一号第三号を削り、同条第四号中「六分の一」を「四分の一」(肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一)に改め、同号の表中「三」を「四」に、「四」を「五」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号の表中「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同号を同条第四号とする。

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」という。)のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。)とし、教頭の数は小学校及び中学校の学級数が六学級以上の特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数(以下この項に

において「特殊教育諸学校教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教育諸学校校長標準定数から特殊教育諸学校校長標準定数と特殊教育諸学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

第十三条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。

第十三条の二中「完全給食」を「学校給食」に改める。

第十六条第一項中「第九条第一号」を「第二号、第八条の二第一号及び第二号並びに第九条第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一の設置者が設置する小学校と中学校(それぞれ政令で定める規模のものに限る。)の敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存在する場合には、第八条第一号及び第九条第一号の規定の適用については、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 六学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と通信制の課程の数に二を乗じて得た数との合計数

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。次号及び第六号において同じ。)について、当該学校におけるそれぞれの課程の学級数を、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる学級に区分し、各区分ごとの学級数に、順次同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは二に切り上げ、零であるときは切り捨てたものとする。次号において同じ。)を合算した数

課 程 の 別	学 級 の 区 分	乗 ず る 数
全 日 制 の 課 程	一学級から六学級まで	二・五〇〇
	七学級から十五学級まで	二・〇〇〇
	十六学級から二十四学級まで	一・六六七
	二十五学級以上	一・五〇〇
定 時 制 の 課 程	一学級から六学級まで	二・一六二
	七学級から十五学級まで	一・五〇九
	十六学級から二十四学級まで	一・二五〇
	二十五学級以上	一・一四三
人 員 の 区 分		除すべき数
一人から六百人まで		四十六・二

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数を合算した数

六百一人から千二百人まで
千二百一人以上

六十六・七
百

四 九学級以上の全日制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分ごとの課程の
数に当該区分に於ける同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計

課 程 の 規 模 の 区 分	乗 ず る 数
九学級から十七学級までの課程	一
十八学級から二十学級までの課程	二
二十一学級から二十九学級までの課程	三
三十学級の課程	四
三十一学級以上の課程	五

五 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の
上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算し
た数

学 科 の 区 分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数の一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上 の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
水産に関する学科	当該学科の数の一を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級以上 の全日制の課程については当該乗じて得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の数の二を乗じ、当該学科を置く全日制の課程については 当該乗じて得た数に一（当該学科の学級数の合計数が二十四学級以 上の全日制の課程にあつては、二）を加える。

六 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学科を置くも
のについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる商業又は家庭に関す
る学科の学級数の合計数の区分ごとの課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗
じて得た数の合計数

課 程 の 別	商業又は家庭に関する学科の学級数の合計数の区分	乗 ず る 数
全日制の課程	二学級から五学級まで 六学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級から二十九学級まで 三十学級以上	一 二 三 四 五
定時制の課程	四学級及び五学級 六学級から十一学級まで 十二学級から二十七学級まで 二十八学級以上	一 二 三 四

七 寄宿する生徒の数が五十一人以上の寄宿
舎を置く学校の数に一を乗じて得た数
第九条第二項を次のように改める。

2 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校
について前項第二号の規定により教諭等の数
を算定する場合においては、二学級以下の全
日制の課程又は三学級以下の定時制の課程に
係る教諭等の数は、同号の規定にかかわらず、
次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表
の中欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、同
表の下欄に掲げる数とする。

課 程 の 別	課程の規模の 区分	教諭等 の数
全日制の課程	一学級の課程 二学級の課程	五 七
定時制の課程	一学級の課程 二学級の課程 三学級の課程	五 七 八

第九条第三項及び第四項を削る。

第十条中置かれる「の下に」を「四学級以上の」
を、「合計数の下に」を「一を乗じて得た数と本
校に置かれる三学級の全日制の課程の数の下に」
を、「以下同じ。」の下に「との合計数を加える。」

第十一条第一号を次のように改める。

一 六学級から二十四学級までの全日制の課
程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗
じて得た数と二十五学級以上の全日制の課
程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗
じて得た数との合計数

第十二条第二号の表中「に属する生徒の数が
合計して七百二十人以上となる場合は、当該」
を「の学級数の合計数が十八学級以上の課程に
ついては当該に、に属する生徒の数が合計し
て七百二十人以上となる場合は、二」を「の学
級数の合計数が十八学級以上の課程にあつて
は、二」に、「に属する生徒の数が合計して全日
制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制
の課程にあつては六百人以上となる場合は、そ

れぞれ」を「の学級数の合計数が十五学級以上
の課程について」に改める。

第十二条第一号を次のように改める。

一 全日制の課程及び定時制の課程の数の合
計数に一を乗じて得た数と六学級以上の全
日制の課程又は定時制の課程ごとに当該課
程の学級数から五を減じて得た数に九分の
一を乗じて得た数の合計数とを合計した数
第十二条第二号中「生徒の数が八百人以上」
を「十八学級以上」に、「又は」を「及び」に改め、
「課程の数の下に」の合計数を加え、同条第三
号中「学科に属する生徒の数が合計して二百人
をこえることとなる」を「学科の学級数の合計
数が六学級以上の」に改め、同条第四号中「以
下同じ。」を削る。

第十四条中「及び第十七条第一号」を削り、
「五人」を「三人」に、「十人」を「九人」に改める。

第十七条第四号中「第十一号第五号」を「第十
一条第一項第四号」に改め、同号の表中「二」を
「三」に、「三」を「四」に改め、同
号を同条第五号とし、同条第三号中「生徒の
数が三十一人以上の高等部ごと」に当該部の生徒の
数から三十を減じて得た数を六十で除して得た
数」を「四学級以上の高等部ごと」に当該部の学
級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて
得た数」に改め、同号を同条第四号とし、同条
第二号を同条第三号とし、同条第一号中「につ
いて、当該部の生徒（重複障害生徒を除く。）の
数に二を乗じて得た数と当該部の重複障害生徒
の数に二を乗じて得た数の合計数を五で除して
得た数の合計数」を「の学級数の合計数に二を
乗じて得た数」に改め、同号を同条第一号とし、
同号の前に次の一号を加える。

一 六学級以上の高等部のみを置く特殊教育
諸学校の数に一を乗じて得た数

第二十条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三
分の一」に改める。

第二十二條の二第二号中「高等学校に」を「高
等学校又は特殊教育諸学校の高等部に」それぞ

れ」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十八項までを四項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置)
2 公立の小学校又は中学校の同学年の児童又は生徒で編制する学級に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 公立の義務教育諸学校の学級編制(小学校又は中学校の同学年の児童又は生徒で編制するものを除く)については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、新標準法第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 新標準法第六条から第九条までの規定による

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

小中学校教職員定数又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置)
5 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。)第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)
6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員

定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字及びハは修正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日昭和五十五年四月一日から施行する。

(特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置)
5 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。)第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)
6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(昭和五十五年における義務教育費国庫負担法の適用)

7 昭和五十五年においては、新標準法及び新高校標準法(この法律の附則を含む)の規定が昭和五十五年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の八中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。
7 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第一項一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万七千九百七十二円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と、第三項一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万七千九百七十二円」と、第四項中「第六条の八第三項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第三項」と、第五項中「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項

から第五項までの規定に準じて算定した額に改定する。

8 第六項の規定の適用を受ける通算遺族年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

この法律は、昭和五十五年六月一日から施行する。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願(第二三六七号)

一、学級編制基準の改善等に関する請願(第二三六八号)

一、ニホンカモシカによる造林地被害の防止対策に関する請願(第二三九六号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二三九七号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二四〇七号)

一、学級編制基準の改善等に関する請願(第二四四一号)

一、身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二四四九号)

一、大学格差の是正及び整備充実等に関する請願(第二四七二号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第二四八〇号)

一、公立大学助成拡充に関する請願(第二四九五号)

一、四十人学級の早期実現等に関する請願(第二四九六号)

一、身体障害者のための学校教育改善等に関する請願(第二五〇三号)

一、学級編制基準の改善等に関する請願(第二五〇四号)

三六三三号) 身体障害者のための学校教育改善に関する請願(第二五六四号)

第二三六七号 昭和五十五年四月四日受理 義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内栄町四ノ一八ノ三 水野清外九百十八名 紹介議員 三 水野清外九百十八名

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二三六八号 昭和五十五年四月四日受理 学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町奥谷宮住宅 一二 野島達幸外九百九十九名 紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二三九六号 昭和五十五年四月四日受理 ニホンカモシカによる造林地被害の防止対策に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県 紹介議員 岩動 道行君

国が特別天然記念物として指定しているニホンカモシカによる造林被害は近年とみに増加し、岩手県においては昭和五十三年度造林地の被害額は一億円を超えている現状にある。農林家は貴重な労力と費用を投じて、被害地跡地に復旧造林を行つて

いるが、抜本的な被害防止対策が確立されないため、造林意欲の低下につながることもあり、森林資源の造成、地域産業のうえからも極めて重大な問題となつてきている。よつて、こうした事態に対処するために、ニホンカモシカの保護地域等を早急に設定するなどし、造林地の被害に対し、抜本的な対策を講ずるよう強く要望する。

第二三九七号 昭和五十五年四月四日受理 身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 宮崎市末広二ノ三ノ九原田病院内 鶴保和義外三十九名 紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二四〇七号 昭和五十五年四月四日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 大分県大分郡温布院町川南西石松 大分県PTA連合会内 吉村格哉 外一万二千二百七十名 紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二四四一号 昭和五十五年四月七日受理 学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡県三浦郡三浦町玉満一、一七 六ノ二 調真豊外九百九十八名 紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二四四九号 昭和五十五年四月七日受理 身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦順 一外四十名 紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二四七二号 昭和五十五年四月七日受理 大学格差の是正及び整備充実等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市東山町一五ノ一二 石橋敦子外七千八百三十四名 紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一二二九号と同じである。

第二四八〇号 昭和五十五年四月七日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 新潟市礎町通四ノ町二、一一四 川口清吉外四千四百五十九名 紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二四八一号 昭和五十五年四月七日受理 青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 福岡市西区百道一ノ二四ノ五 福岡県立社会教育会館内福岡県父母 教師会連絡協議会内 末光広美外 二万七千三百九十一名 紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第二四九五号 昭和五十五年四月八日受理 公立大学助成拡充に関する請願

請願者 大阪府松原市天美西五ノ一六八 采田輝雄外八百八十二名 紹介議員 小巻 敏雄君

公立大学・公立短期大学の充実・発展を図るため、速やかに次のような措置をとられたい。

1 現在、医科系大学に対して措置されている経常費補助の対象を他学部にも拡大すること。また、補助対象経費の拡大及び対象率・積算率を引き上げること。

2 大学病院等の施設整備に対する補助を行うこと。

3 設備整備費等補助について、その補助対象を拡大するとともに、補助率を増額すること。また、補助率については最低二分の一以上とし、地方交付税不交付団体に対する格差を設けないこと。

理由

全国八十二の公立大学・公立短期大学では、国民とりわけ地域住民の高等教育に対する要求にこたえるとともに、學術の中心として、我が国の學術・文化の発展に貢献するべく、多くの教職員をはじめとする構成員が粘り強い努力を重ねている。しかしながら、最近の深刻な地方自治体財政の悪化は、国立大学に比して劣悪であった公立大学・公立短期大学の教育、研究、医療を支える大学財政を一層悪化させている。

第二四九六号 昭和五十五年四月八日受理

四十人学級の早期実現等に関する請願

請願者 岡山市住吉町二ノ三五 八木原藤

紹介議員 小巻 敏雄君

四十人学級の早期実現等のため、次の事項について実現を図りたい。

一、小・中・高の四十人学級を早期に実現するため、高等学校・障害児学校高等部については次の改善を図ること。

1 学級規模の縮小は、五十五年度を初年度とする計画に基づき、普通科四十人、職業科三十五人、定時制課程三十人の学級を実現すること。普通科にあつては、五十五年度入学生定員四十四人、五十六年度四十三人、五十七年度四十一人、五十八年度四十人の年次計画により、六箇年で完結するものとし、その他もこれに準ずること。

2 教職員定数の算定基準は、現行の生徒数に替えて学級数をもつてすること。

3 教諭の配当基準は、週当たり授業時数十五時間（定時制十時間）、障害児学校高等部（別科・専攻科を含む）十二時間を基本とするよう改善すること。また、職業科の教諭定数の加配は小学校補正をやめ、小グループごとに行き届いた実習指導ができる実習補正によって措置すること。

昭和五十五年五月七日印刷

4 職業科の実習、普通科の理科実験などを担当する実習助手の定数を教諭定数と合算すること。

5 養護教諭をすべての全日制及び定時制の課程を置く学校にそれぞれ一名配置し、二十四学級以上の課程においては、更に一名加算すること。障害児学校は複数配置すること。

6 通信制課程の教諭の定数基準を改善すること。

7 事務職員については、全日制・定時制の課程及び障害児学校高等部ごとに、最低数を三以上とし、これに学級数に応じて加算すること。また、通信制については、生徒数の区分による基準を改善すること。

8 学校用務員など現業職員、学校給食調理員、栄養士の定数を新たに高校定数法に規定し、定員の改善を行うこと。

二、公立高校新増設に要する用地取得費を含む建設費の大幅国庫補助制度を確立すること。また、高校の大幅新増設が急務となつていて過密地域の高校新増設に対しては、「過密地域対策特別措置法」の制定によつて措置すること。

三、私学に対する国庫補助を大幅に増額すること。

四、授業料の値上げを行わないこと。

五、教科書無償制度を堅持すること。

理由

子ども・青年の学力、人格、体力にわたる発達の遅れやゆがみなど深まる教育荒廃を克服するうえで、教育条件の改善は緊急の課題となつていて、既に義務教育ともいえる高校においては、進学希望にこたえる新増設とともに、四十人学級実現と定数法抜本的改正による行き届いた教育が求められている。五十五年度予算によれば、四十人学級の実現には義務制でも十二年という長い期間を要し、高校にいたつては全く見送られ、その一刻も早い実現を願つてきた父母、国民、教職員の期待に背くものとなつていて、また、公共料金の大幅引上げをはじめ諸物価が高騰し、国民生活はますます深刻になるなかで、教育費負担の軽減を求める父母の要求も強まつていて、

幅引上げをはじめ諸物価が高騰し、国民生活はますます深刻になるなかで、教育費負担の軽減を求める父母の要求も強まつていて、

第二五〇三号 昭和五十五年四月八日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 宮城県東市将監二ノ一四ノ一

平田健治外四十名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二五〇四号 昭和五十五年四月八日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 静岡県清水市梅ヶ谷三〇ノ七

杉本政巳外三十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第二五六三号 昭和五十五年四月九日受理

学級編制基準の改善等に関する請願

請願者 福岡市東区浜男七三五 佐藤みどり外九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇二八号と同じである。

第二五六四号 昭和五十五年四月九日受理

身体障害者のための学校教育改善に関する請願

請願者 福岡県江守市御幸町三ノ八ノ四

井上武美外三十四名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一八七〇号と同じである。

第三号中正誤

二十八ページ四段二十四行から二十八行までは、二十九ページ四段二十六行の次に入るはずの誤り。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C